

>>23>

東京二十三区清掃一部事務組合

Clean Authority of TOKYO



Clean Authority of TOKYO

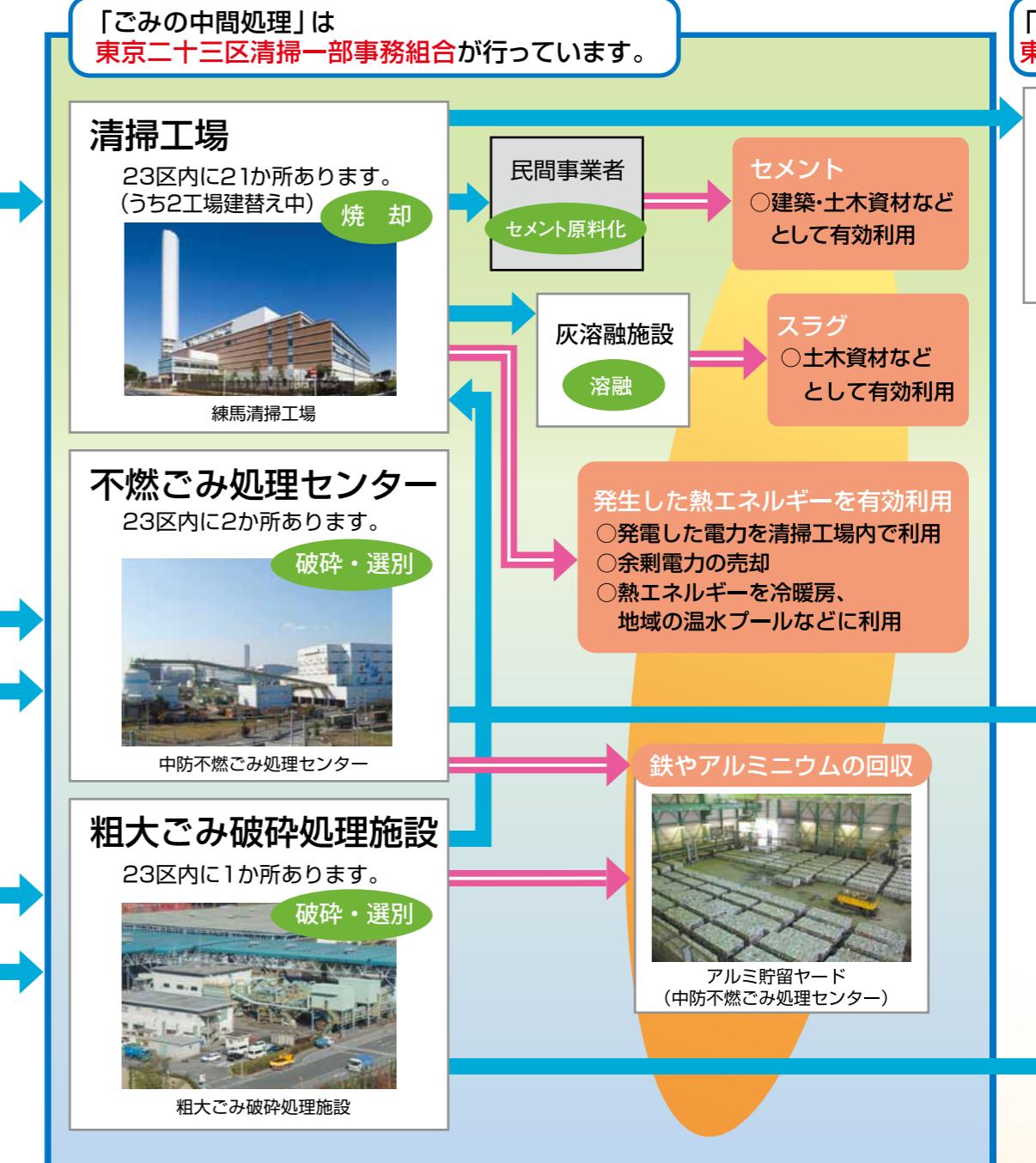
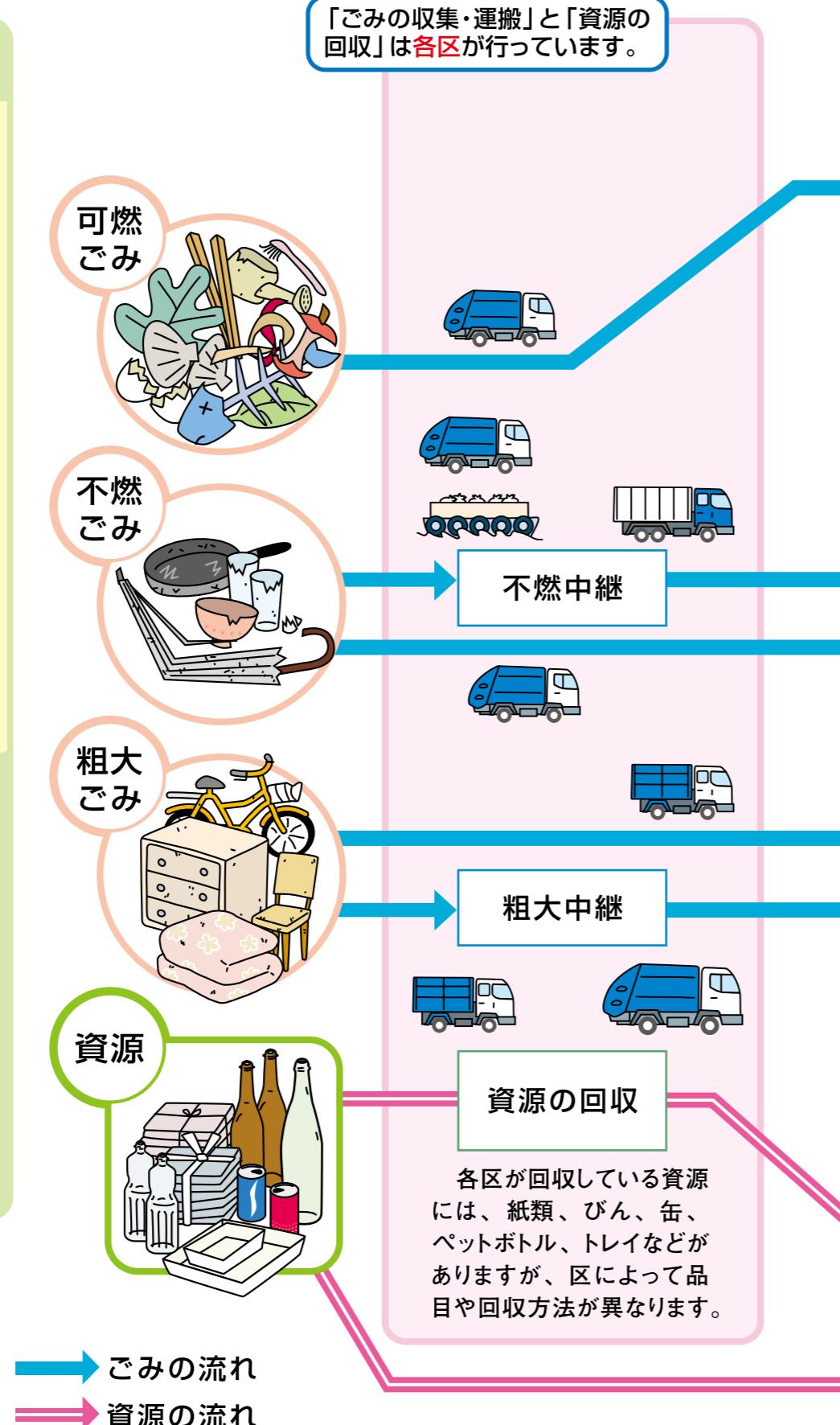
ごみれぽ 2017

23

循環型社会の形成に向けて

23区のごみと資源の流れ

*23区の清掃事業は、各区・東京二十三区清掃一部事務組合・東京都が分担・連携して行っています。
*下の図はおおよその流れを示したものです。一部表示していない部分があります。(平成28年12月現在)



中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場

資源・エネルギー・様々な製品に生まれ変わり、再びわたしたちのもとへ…

循環型社会形成推進基本法

- ・資源有効利用促進法
- ・容器包装リサイクル法
- ・家電リサイクル法
- ・食品リサイクル法
- ・建設リサイクル法
- ・自動車リサイクル法
- ・小型家電リサイクル法

もくじ

23区のごみと資源の流れ	1
はじめに	3
I 清掃一組の概要	5
1 設置の経緯・目的	5
2 平成28年度の予算	5
3 施設配置図	6
II ごみの中間処理・し尿の処理	7
1 可燃ごみの処理	7
2 不燃ごみ・粗大ごみの処理	17
3 し尿等の処理	22
4 事業系ごみの受入れ	22
III 統計・資料	23
1 ごみ量と埋立処分量の推移	23
2 ごみの中身	23
3 一人が一日に出すごみの量	23
4 ごみ・し尿の処理にかかる費用	23
5 清掃一組施設一覧	24
IV 清掃一組の計画	25
1 様々な計画に基づいて事業を行っています	25
2 計画的な施設整備を進めています	26
V 参考編	27
1 ごみの収集・運搬や資源の回収は各区が実施します	27
2 埋立処分場は東京都が設置・管理しています	31
3 循環型社会をつくるための法令	35
4 3Rの実践～一人ひとりができる事～	36
5 ごみ量・焼却処理量・埋立処分量・資源回収量の推移	37
6 東京23区のごみ処理とリサイクルの歴史	38
7 区民や地域との連携・交流、国際協力	39
東京二十三区清掃一部事務組合問合せ先	40
その他の問合せ先	41
おわりに	42

はじめに

ごみは、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。

現在、23区内の家庭や事業所などから出される一般廃棄物は年間約278万トン、1人1日当たりにすると約828グラムになります。

「東京二十三区清掃一部事務組合」（以下「清掃一組」という。）は、この一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設置した特別地方公共団体です。

清掃一組の所管する中間処理施設には、可燃ごみを処理する清掃工場や不燃ごみ・粗大ごみを処理する施設、し尿を処理する施設などがあります。

「ごみれば23 2017」は、清掃一組が行う中間処理に関する説明が中心となっていますが、23区で行われている清掃事業全体をご理解いただけるよう、ごみの収集・運搬や資源回収、埋立処分場の状況などについても記載しています。

この冊子が、循環型社会の形成を目指す清掃一組の事業や取組、そして、23区で行われている清掃事業の現状をご理解いただく一助となれば幸いです。

平成28年12月

東京二十三区清掃一部事務組合

ごみれば
2017 23



ごみの処理についてわからない
ことを教えてください！

清掃一組キャラクター
くみちゃん

Q & A コーナー

1. 清掃工場はいつお休みするのですか？ (p.8)
2. 地球温暖化の原因になる二酸化炭素(CO₂)が発生するので、ごみは燃やさない方がいいのではないかですか？ (p.16)
3. 中間処理の過程で資源を回収するなら、分別せずにごみに出してもいいのではないかですか？ (p.21)

ぼくは、清掃一組の清掃工場で働いています。
ご質問にお答えします！

正式名称は「東京二十三区清掃一部事務組合」ですが、略して「清掃一組(せいそういちくみ)」といいます。



清掃工場のお兄さん

I 清掃一組の概要

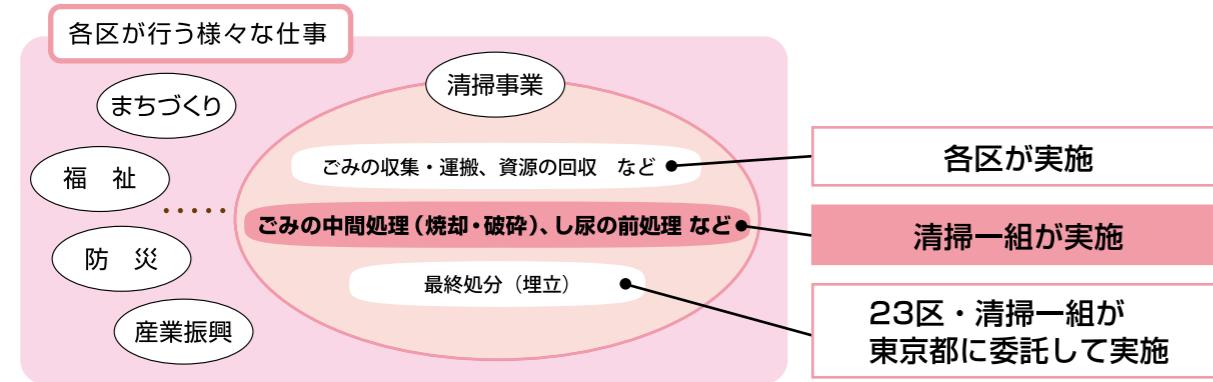
1 設置の経緯・目的

23区と東京都は、長年にわたり、23区の自主性の強化、東京都のより広域的な立場からの大都市行政の推進といった観点から、お互いの在り方・制度について議論を重ねています。

その一環として、住民に身近なサービスである清掃事業が平成12年4月1日、23区に移管されました。その際、ごみの収集・運搬は各区が実施することとしましたが、ごみの中間処理（焼却や破碎など）は処理施設がない区がある、また、より効率的な処理を行う、といった理由から、23区が共同で処理することとなりました。

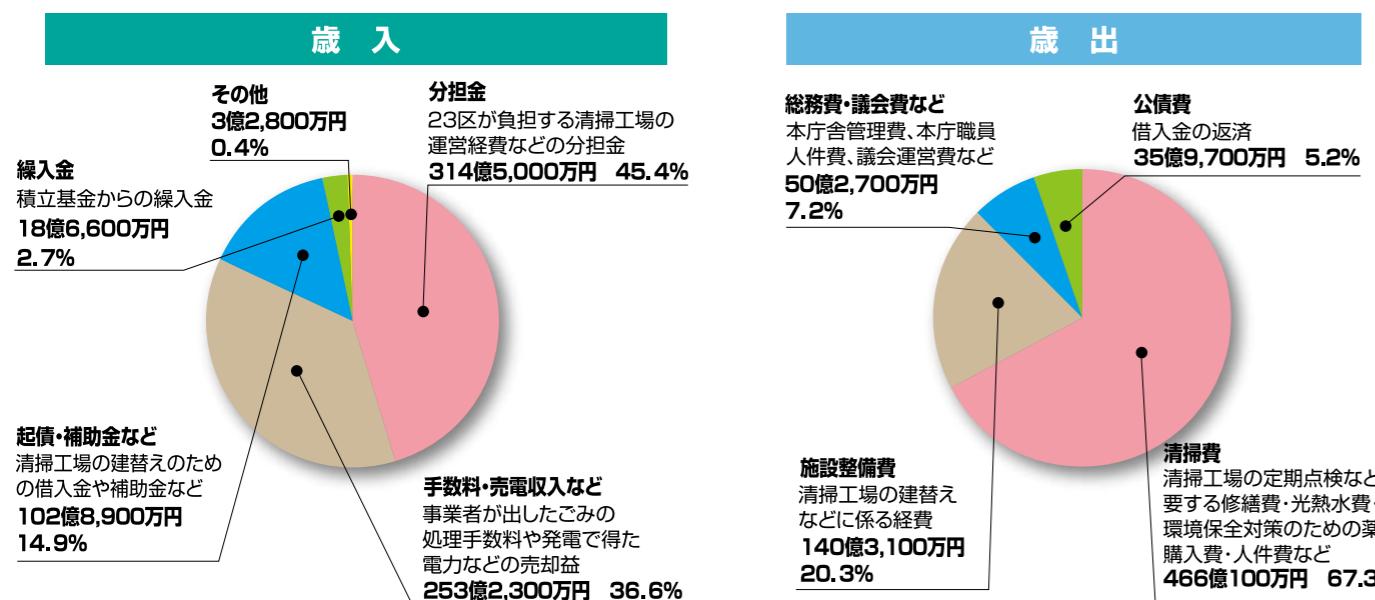
「清掃一組」は、この共同処理を行うため、地方自治法に基づき、23区の総意により設置された特別地方公共団体です。

なお、埋立処分は、23区と清掃一組が、埋立処分場を設置・管理する東京都に委託して実施しています。

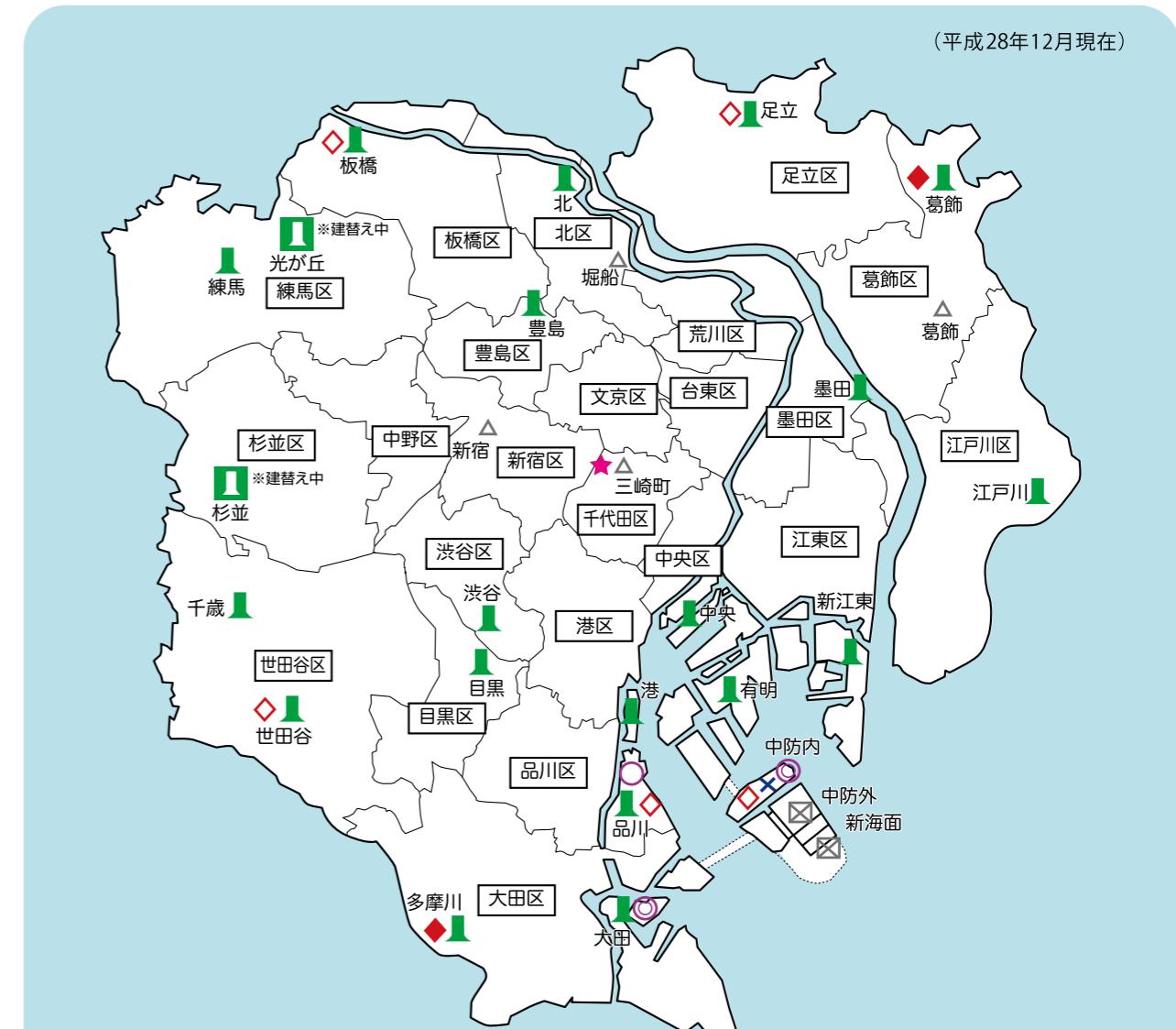


2 平成28年度の予算

平成28年度 当初予算額 692億5,600万円



3 施設配置図



清掃工場（可燃）	19	灰溶融施設	2	灰溶融施設(休止)	5
不燃ごみ処理センター	2	清掃作業所(し尿)	1	粗大ごみ破碎処理施設	1
清掃一組 本庁舎		中継所(不燃) [所在区所管]		埋立処分場[東京都所管]	



II ごみの中間処理・し尿の処理

1 可燃ごみの処理

(1) 清掃工場の役割としくみ

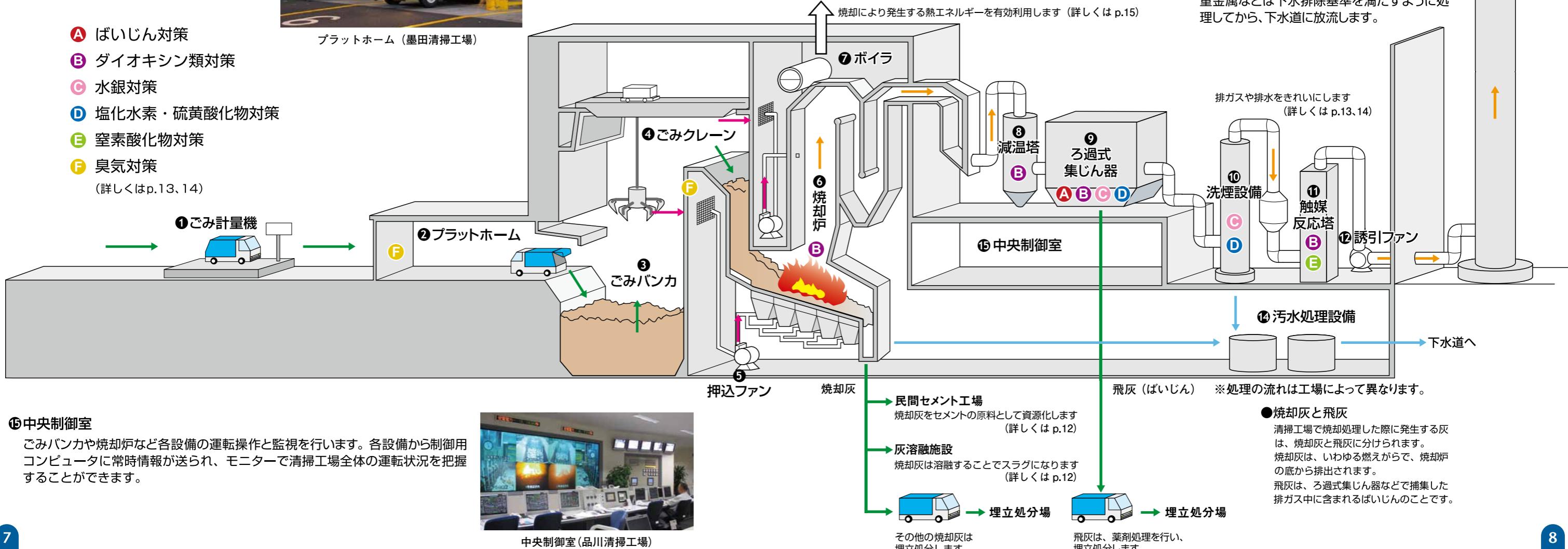
可燃ごみは、19か所(平成28年12月現在)の清掃工場で安全かつ安定的に効率よく焼却処理します。ごみを焼却することで、ばい菌や害虫、においの発生などを防ぎ、衛生的な環境を保つことができます。また、焼却により容積が約20分の1に減容化され、さらに一部の焼却灰をセメントの原料として資源化したり、溶融してスラグ化することにより、埋立処分量を削減することができます。

清掃工場から出る排ガス・排水中の有害物質は、発生抑制や削減をして環境への負荷を低減します。清掃工場では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを利用して発電や熱供給を行います。

清掃工場(火格子(ストーカ)式焼却炉)の主な設備

- ごみ・灰の流れ
- 空気の流れ
- 排ガスの流れ
- 排水の流れ

- A ばいじん対策
 - B ダイオキシン類対策
 - C 水銀対策
 - D 塩化水素・硫黄酸化物対策
 - E 窒素酸化物対策
 - F 臭気対策
- (詳しくはp.13、14)



Q

清掃工場はいつお休みするのですか?



Answer 清掃工場の焼却炉は、24時間休むことなく稼働しています。しかし、年間に2ヵ月ほど、全ての設備を停止して、機械の点検や部品の交換、内部の清掃などをします。車の法定点検と同じように、安全に稼働し続けるための大好きなお休みです。



(2) 可燃ごみは焼却処理します

搬入されたごみの重さを量ります（ごみ計量機）

清掃工場に搬入されたごみは、計量機で車両ごとに重さを量ります。

量ったごみの重さは、ごみ量の把握や廃棄物処理手数料の計算などに利用します。



ごみ計量機 (墨田清掃工場)

ためたごみをかき混ぜます（ごみバンカとごみクレーン）

搬入されたごみは、いったん、ごみバンカにためます。搬入されたごみは、水分を含んだものや乾いたものなど成分や大きさもまちまちです。

そこで、ごみクレーンでかき混ぜて均一化してから、焼却炉に投入することで、安定した燃焼となるようにします。



ごみバンカとごみクレーン (大田清掃工場)

800°C以上の高温で焼却します（焼却炉）

焼却炉は、800°C以上の高温で24時間連続焼却します。高温で燃やすことで、ダイオキシン類の発生を抑えます。

清掃工場では、焼却炉の立上げ時などは都市ガスを使用しますが、いったん燃え始めるとごみだけで燃え続けます。



焼却炉内部の様子 (北清掃工場)

焼却灰をセメントの原料として資源化します

※詳しくは p.12

焼却灰は溶融することでスラグになります

※詳しくは p.12

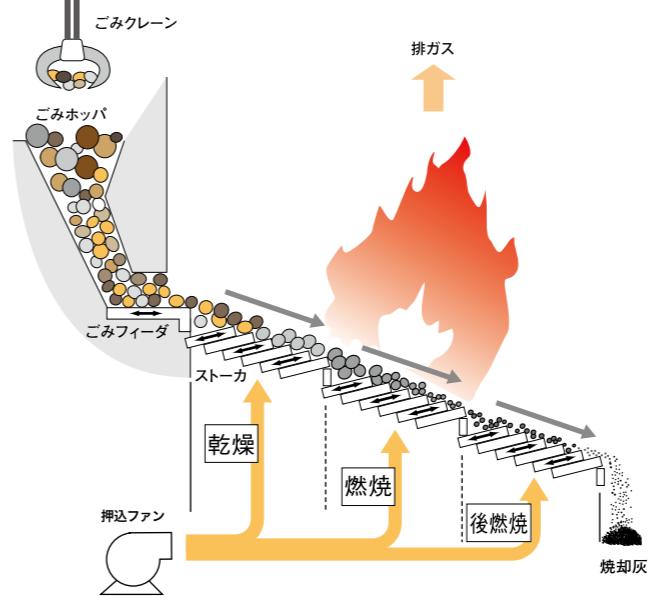
焼却により発生する熱エネルギーを有効利用します

※詳しくは p.15

焼却炉のしくみ

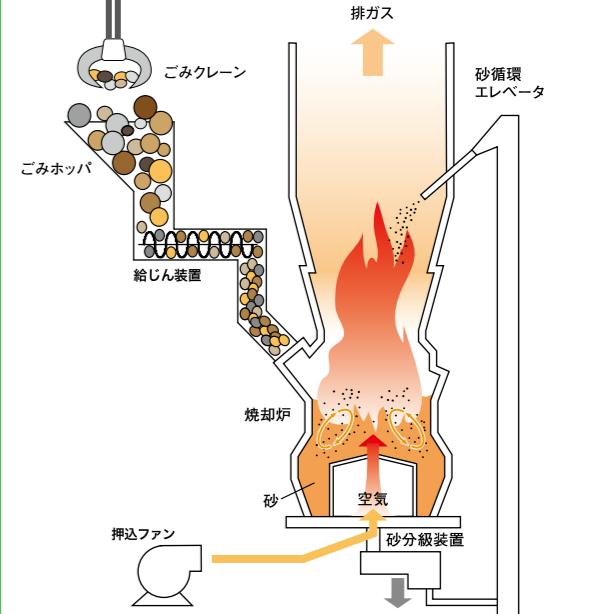
清掃一組では、火格子(ストーカ)式焼却炉・流動床式焼却炉・ガス化溶融炉の方式を採用しています。

火格子(ストーカ)式焼却炉



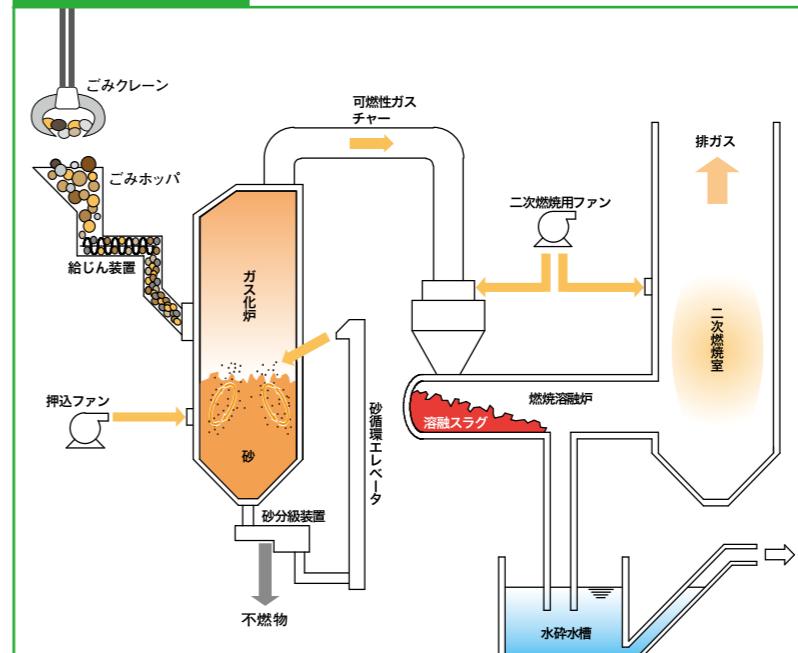
火格子(ストーカ)の上のごみが徐々に後段に移動していきます。水分を蒸発させる「乾燥」、勢いよく燃やす「燃焼」、最後まで燃やしきる「後燃焼」の3つの段階があります。

流動床式焼却炉

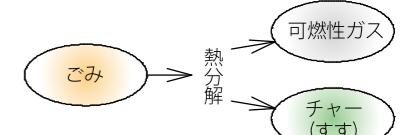


砂が入った焼却炉の中に下から空気を吹き込むと、砂は沸騰したお湯のように踊りだします。この状態の砂を熱し、その中にごみを投入して燃焼させます。

ガス化溶融炉



投入されたごみをガス化炉で蒸し焼きにすると、可燃性ガスとチャー(すす)に分解されます。



燃焼溶融炉で可燃性ガスを使い、チャー(すす)を燃焼させると溶融し、スラグになります。



世田谷清掃工場のガス化炉は流動床式を採用しています。左図は流動床式のガス化炉です。

※各清掃工場の焼却炉の形式はp.24の施設一覧を参照

(3) 不適正ごみの搬入は焼却炉の停止や故障の原因となります

不適正ごみが混入すると…

清掃工場に搬入された可燃ごみの中に、金属やガラスなどの焼却に適さないものや、清掃工場の処理能力を超える大きなものが混ざっていることがあります。このような不適正ごみが混ざっていると、焼却炉の停止や故障の原因となり、復旧のために多くの費用や日数がかかります。また、ごみの受入れが困難となった場合には、収集・運搬に支障が生じ、23区全体のごみ処理に重大な影響を及ぼします。

清掃工場では、ごみを安全かつ安定的に効率よく焼却処理するために、ごみの受入基準を定めています。金属・ガラスなどの不燃物や、布団や家具などの処理可能な寸法を超える大きなもの、水銀などの有害性のあるものや爆発性のあるもの、産業廃棄物など、受入基準に合わない不適正ごみについては、清掃工場への受入れを拒否しています。



焼却炉の中から取り出された焼却不適物
パイプス、チェーンなど
(葛飾清掃工場)

不適正ごみの搬入防止

東京23区内の清掃工場では、不適正ごみが原因とみられる焼却炉の停止が毎年のように発生しています。安全で安定的な清掃工場の操業のために、搬入物検査の強化や啓発活動を実施し、不適正ごみの搬入防止に努めています。

各清掃工場で搬入物検査やプラットホームでの監視等を実施する強化週間を設けるとともに、23区と連携して、一斉搬入物検査を全工場で定期的に行ってています。一方、啓発活動として、事業者向けチラシや区民向けリーフレットを配布し、適正な搬入の周知を行っています。また、3R推進月間にあわせて、10月を「不適正搬入防止月間」とし、様々な取組を行っています。

不適正ごみの搬入防止と、安全で安定的な清掃工場の操業のために、ごみの適正な分別をお願いします。



搬入物検査の様子



事業者向けチラシ



区民向けリーフレット



処理可能な寸法を超える不適物(布団)

(4) 焼却灰をセメントの原料として資源化します

焼却灰のセメント原料化とは

可燃ごみを焼却すると、焼却灰と飛灰が発生します。溶融処理によりスラグ化するものを除いた焼却灰と薬剤処理した飛灰は、東京都が設置・管理する新海面処分場で埋立処分しています。しかし、今後、新たに東京港内に埋立処分場を確保することは、極めて困難です。そこで、埋立処分量の削減及び資源の有効利用を目的として、平成27年度から焼却灰のセメント原料化の本格実施を開始し、約5,000トンの焼却灰をセメント原料化しました。今後も、需要状況などを見ながら段階的にセメント原料化量を増やし、埋立処分量の削減を推進していきます。

セメント原料化とは、清掃工場で発生した焼却灰を民間のセメント工場まで貨物自動車や鉄道貨物等で運搬し、普通ポルトランドセメント※の原料として有効利用するものです。セメントの原料は、石灰岩、粘土、けい石、鉄原料、石こうに分類されますが、焼却灰はこの中の粘土の代替原料として使用されます。



焼却灰搬出の様子(新江東清掃工場)



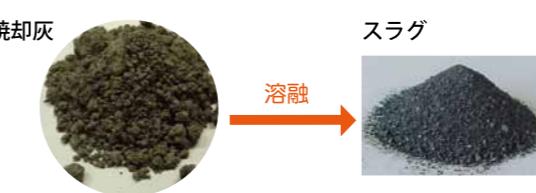
貨物列車にコンテナを積み込む様子

※国内で消費されるセメントの約70%を占める最も一般的で汎用性の高いセメント

(5) 焼却灰は溶融することでスラグになります

スラグとは

焼却灰を1,200°C以上の高温で溶融して急速に冷やすと、砂状のスラグになります。容積は灰の約2分の1に、元のごみの状態からは約40分の1になります。スラグにすると、灰の中のダイオキシン類が分解され、重金属も封じ込めることができますため、土木資材などとして安全に有効利用できます。

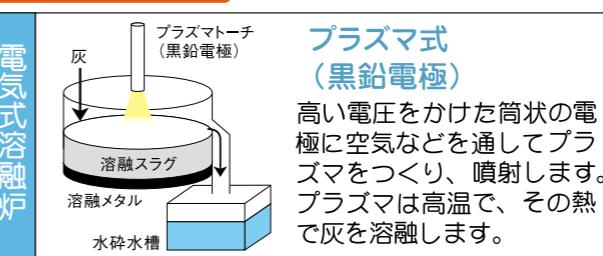


平成27年度有効利用実績 (単位: トン)

使用団体	供給量	主な用途
23区 など	3,774	アスファルト舗装材、埋戻材など
清掃一組	2	アスファルト舗装材など
東京都	7,707	地盤改良材など
その他の	153	コンクリート二次製品など
合計	11,635	

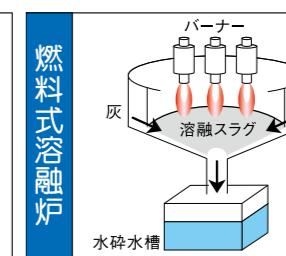
※端数処理のため、個々の計と合計の数値が異なります。

灰溶融炉の構造



プラズマ式(黒鉛電極)

高い電圧をかけた筒状の電極に空気などを通してプラズマをつくり、噴射します。プラズマは高温で、その熱で灰を溶融します。



表面溶融式(回転式)

外筒と底が一体の構造で回転する炉内に、灰を均一に配分して、炎を当てて灰を溶融します。

※溶融処理施設は、2工場(多摩川、葛飾清掃工場)で稼働しています。

(6) 排ガスや排水をきれいにします

ごみを焼却すると、その過程で、ばいじん、ダイオキシン類、塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物などの環境汚染の原因となる有害物質が発生します。清掃一組の施設では、いくつもの公害防止設備で排ガスや排水をきれいにしてから工場外に出しています。大気汚染防止法、下水道法、ダイオキシン類対策特別措置法などの関係法令を遵守することに加え、排ガスについてはさらに厳しい自己規制値を設けて、環境汚染防止対策を徹底しています。

清掃一組では、ダイオキシン類発生抑制対策として、平成14年12月までに設備改善などを実施しました。その結果、公害防止設備の性能がさらに向上し、ダイオキシン類だけでなく、そのほかの有害物質についてもより確実に除去することができるようになっています。

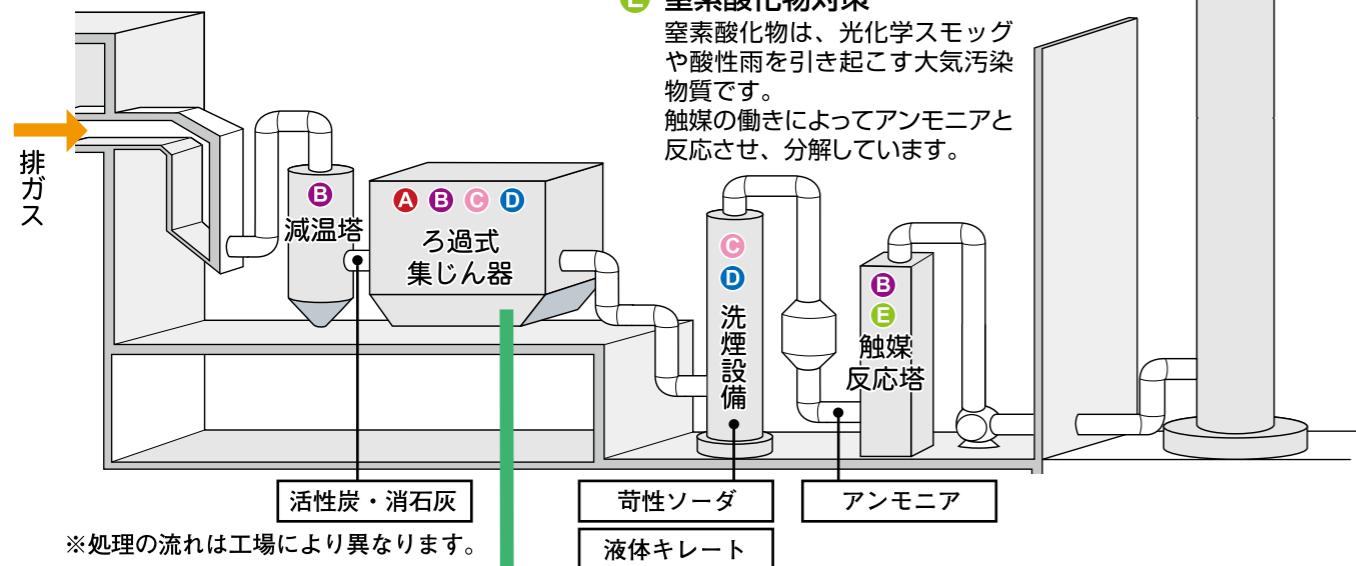
排ガス対策

A ばいじん対策

ばいじんとは、すすや燃えかすことです。ろ過式集じん器の中にあるろ布がフィルターとなり、排ガスからばいじんを取り除きます。

B ダイオキシン類対策

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コブラナーポリ塩化ビフェニルの総称です。ごみを高温で焼却して発生を抑制します。減温塔では、排ガスを急冷して再合成を防止します。ろ過式集じん器では、ばいじんとともにろ布で除去します。触媒反応塔では、触媒の働きによって分解します。



C 水銀対策

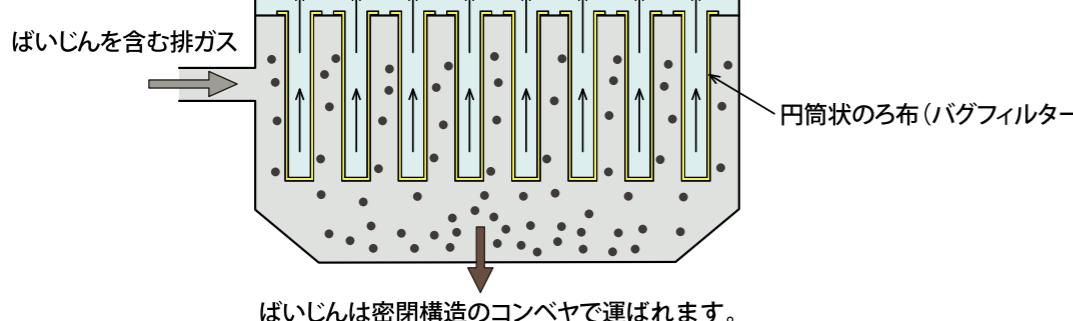
水銀は揮発しやすく、人体に毒性がある金属です。ろ過式集じん器では、活性炭に吸着させ除去します。洗煙設備では、液体キレートにより除去します。

D 塩化水素・硫黄酸化物対策

塩化水素・硫黄酸化物は、酸性雨の原因となる大気汚染物質です。ろ過式集じん器では、消石灰を吹き込み、洗煙設備では、苛性ソーダ溶液と反応させ、除去します。

E 窒素酸化物対策

窒素酸化物は、光化学スモッグや酸性雨を引き起こす大気汚染物質です。触媒の働きによってアンモニアと反応させ、分解しています。



排水その他の環境対策

対 策		主 な 内 容
排水対策		汚水処理設備で下水排除基準を満たすように処理してから、下水道に放流
臭気対策	ごみバンカ	ごみバンカ内の空気を焼却炉に送り、臭気成分を燃焼・分解
	焼却炉停止時は、脱臭装置の使用と消臭剤散布	
	プラットホーム	出入口のエアカーテン、消臭剤噴霧
ごみ収集車		ごみ収集車用洗車機の設置
騒音・振動対策		機械設備の配置に配慮、防音壁・防振器具の設置
焼却灰・飛灰の環境対策		灰の溶融処理、薬剤による有害物質の固定化

環境測定

排ガス、排水、焼却灰などは定期的に測定し、ばいじんや塩化水素、硫黄酸化物、ダイオキシン類、重金属類などの項目が排出基準値内であることを確認しています。また、排ガス中のばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、水銀などは、自動測定機で連続監視も行っています。

それぞれの測定結果は、地域住民代表や工場所在区などで構成する清掃工場の運営協議会、清掃一組ホームページ、清掃工場で公表しています。



排ガス中のダイオキシン類測定結果（平成27年度平均値）

（単位：ng-TEQ/m³N）

施設名	平均値	施設名	平均値	施設名	平均値	施設名	平均値
光が丘	0.00000060	北	0.00058	板橋	0.00000060	大田	0.00000053
目黒	0.0000035	新江東	0.0000016	多摩川	0.0000038	練馬	0.00000019
有明	0.0000053	港	0.0000094	足立	0.00000076	杉並	(建替え中)
千歳	0.00000069	豊島	0.0011	品川	0.00000021		
江戸川	0.000096	渋谷	0.0000011	葛飾	0.00000026		
墨田	0.00000044	中央	0.00000026	世田谷	0.000021		

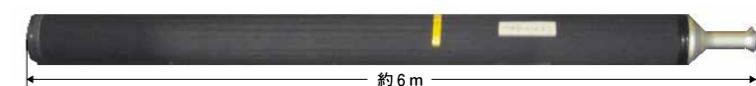
※ 排ガス中のダイオキシン類の規制基準については、既設は1ng-TEQ/m³N、新設は0.1ng-TEQ/m³Nと定められている。

（新設とは、平成9年12月2日以降に設置工事に着手した渋谷・中央・板橋・多摩川・足立・品川・葛飾・世田谷・大田・練馬の各清掃工場を指す。）



拡大すると……ろ布(バグフィルター)

ろ過式集じん器の中には、長さが5~6mのろ布（バグフィルター）が焼却炉の数や規模により、少ない工場でも800本、多い工場では5,000本ほど入っています。



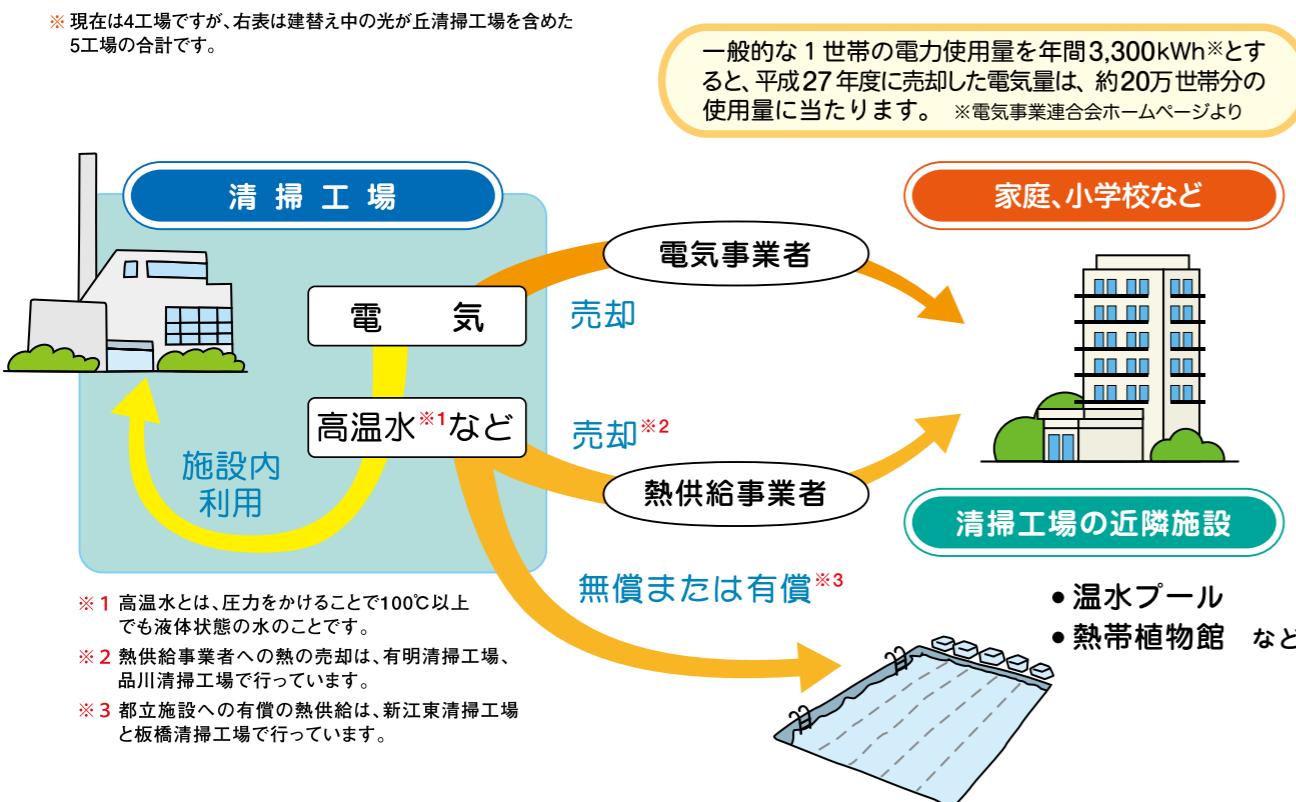
(7) 焼却により発生する熱エネルギーを有効利用します

清掃工場では、ごみ焼却により発生する熱エネルギーを発電や熱供給に有効利用します。

つくられた電気や高温水などは、清掃工場を稼働するために施設内で利用して、電力購入量や燃料費を削減します。

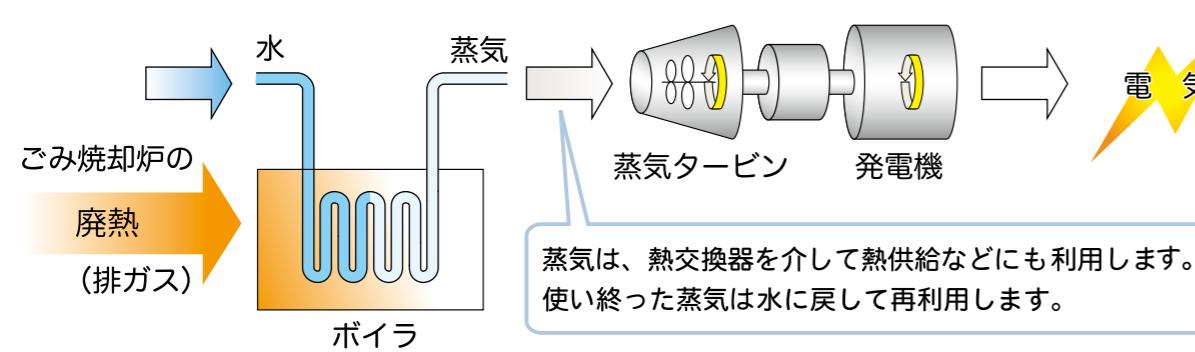
余った電気は、電気事業者へ売却します。電気の売却は、全工場で行っており、高温水などによる熱の売却は、4工場で行っています。平成27年度の実績は右表※のとおりです。

※現在は4工場ですが、右表は建替え中の光が丘清掃工場を含めた5工場の合計です。



発電と熱供給のしくみ

ごみを燃やす時に出る熱を利用して蒸気を作る → 蒸気の力でタービンの羽根を回転させる → 発電機で電力を発生させる



ISO14001の環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、企業や自治体などの組織が、自らの活動に伴う環境への影響を自主的、継続的に改善していくための経営のしくみをいいます。ISO14001とは、ISO（国際標準化機構）が定めた環境マネジメントシステムに関する規格です。

清掃工場では、環境マネジメントシステムを工場運営に取り入れて、環境汚染物質の削減、省資源・省エネルギーに取り組んでいます。

建替え中及びしゅん工後間もない工場を除く清掃工場で、ISO14001の認証を取得しています。

緑化の推進・自然エネルギーの活用など

緑化の推進

清掃工場敷地内の緑化のほか、建物の屋上や壁面などについても緑化を推進して、ヒートアイランド対策を進めています。



煙突の壁面緑化
(多摩川清掃工場)

壁面緑化 (板橋清掃工場)

自然エネルギーの活用

清掃工場の屋上や壁面を活用して、太陽光発電パネルや風力発電設備を設置し、また、地中熱を利用した空調設備を導入して、自然エネルギーの活用を図っています。



太陽光発電パネル (大田清掃工場)

風力発電
(多摩川清掃工場)

雨水の有効利用

雨水を工場用水として有効利用するため、清掃工場の敷地内に雨水貯留施設を設置し、水道水の節約を図っています。



散水車による雨水利用 (豊島清掃工場)



Q 地球温暖化の原因になる二酸化炭素(CO₂)が発生するので、ごみは燃やさない方がいいのではないですか？

Answer 確かにごみを焼却すると二酸化炭素(CO₂)が発生しますが、清掃工場ではごみ焼却で発生する熱エネルギーによる発電や熱供給、風力や太陽光の利用など二酸化炭素(CO₂)の削減に努めています。もし、ごみを焼却しないで直接埋め立てるか、埋立処分場がすぐ満杯になってしまいます。また、埋立処分場周辺で害虫や悪臭が発生したり、温室効果が二酸化炭素(CO₂)の20倍以上のメタンガスが発生します。温室効果ガスを減らすには、ごみを減らしていくことが大切です。



2 不燃ごみ・粗大ごみの処理

(1) 不燃ごみは細かく破碎して埋め立てます

不燃ごみは、2か所の不燃ごみ処理センターで処理します。不燃ごみの処理には、大きく分けて破碎と選別があります。不燃ごみは、効率的に埋め立てるため、細かく碎いて容積を小さくします。また、不燃ごみの中には鉄やアルミニウムといった資源物が含まれているので、選別し回収しています。



中防不燃ごみ処理センター



京浜島不燃ごみ処理センター



お願い

スプレー缶、カセットボンベやライターを不燃ごみとして出す場合には、中身を使い切って空にし、穴をあけないで出してください。中身が残っていたために、ごみ収集車の中や不燃ごみ処理センターで爆発や火災を起こし、職員がけがをする事故も発生しています。さらに、ごみ収集車や設備を修理する費用もかかってしまいます。

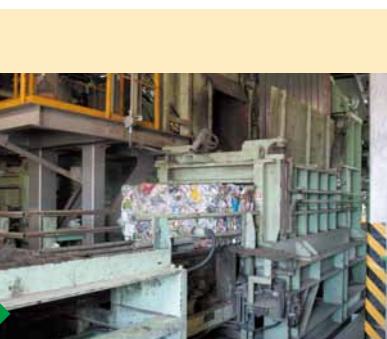
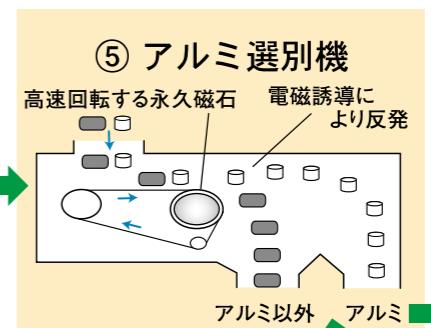
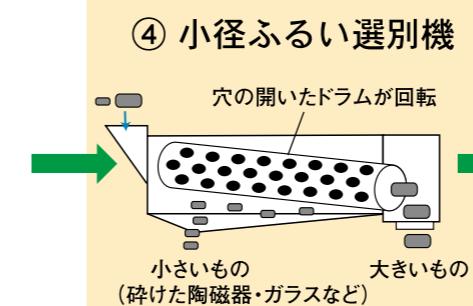
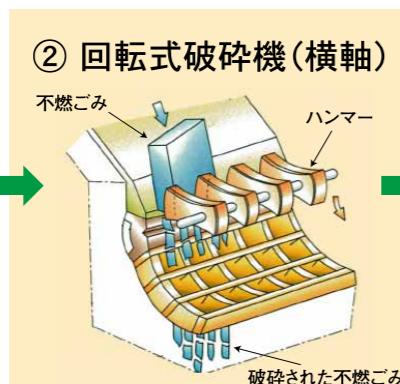


火災の原因となったカセットボンベ



受入ヤードでの火災（中防不燃ごみ処理センター）

不燃ごみの処理過程



受入ヤードに搬入された不燃ごみを破碎機に送ります。不燃ごみの中に含まれる危険物などを監視員が確認し、取り除きます。



受入ヤードの搬入風景



不燃ごみを目視する様子

高速回転するハンマーで、不燃ごみを一辺の長さ15cm以下に破碎します。破碎機内部に蒸気を吹き込んで酸素濃度を下げ、スプレー缶などによる可燃性ガスの爆発を防ぎます。

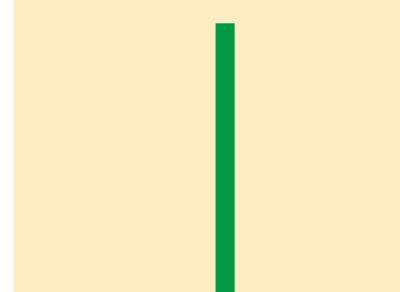


電磁石と永久磁石を併用し、破碎した不燃ごみの中の鉄分を吸着させて、選別し回収します。

磁選機の内部
鉄を回収します

回収した鉄

磁選機で選別した後の不燃ごみを円筒形の回転ふるいにかけ、陶磁器くずなどの細かい不燃物を選別します。

不燃物
(陶磁器・ガラスなど)

通常、アルミニウムは磁石に吸着や反発しませんが、高速回転する強力な磁石に近づくと反発力が生じます。この力を利用して、不燃ごみの中のアルミニウムを飛ばして選別します。



埋立処分場

(2) 粗大ごみはごみ質により処理の流れが異なります

粗大ごみは、中央防波堤内側埋立地にある粗大ごみ破碎処理施設で処理します。粗大ごみは、可燃系と不燃系に分けた後に破碎します。また、破碎処理後に鉄分を選別し、資源として回収しています。さらに、焼却できるものは清掃工場で焼却処理しています。

粗大ごみの処理過程



(3) 処理過程で資源となる金属を回収します

不燃ごみや粗大ごみには、鉄やアルミニウムといった資源物が含まれています。これらの資源を中間処理の過程で回収します。

不燃ごみ・粗大ごみの中間処理過程で回収される資源

中防不燃ごみ処理センターと京浜島不燃ごみ処理センターでは、破碎した不燃ごみから鉄・アルミニウムを、粗大ごみ破碎処理施設では、破碎した粗大ごみから鉄を資源として回収します。金属以外にも、粗大ごみの選別段階でゴルフボールや廃バッテリーなどを可能な限り回収し、売却しています。資源回収により埋立処分量の削減を図ります。



平成27年度 資源回収実績(単位:トン)

	中防不燃ごみ処理センター	京浜島不燃ごみ処理センター	粗大ごみ破碎処理施設	売却収入金額
ごみ搬入量	57,418	17,136	72,923	—
鉄回収量	7,259 (12.6%)	3,329 (19.4%)	11,559 (15.9%)	2億2,611万円
アルミニウム回収量	982 (1.7%)	263 (1.5%)	—	1億3,488万円

()内はごみの搬入量に対する回収率

まだまだあります！資源になるきの

メタル

焼却灰に含まれる金属分は、比重が大きいので、溶融処理の過程で炉の底に堆積します。一定量以上堆積した金属分を炉から排出し、水で冷却したものを水碎メタル、年一回の定期点検時に溶融炉を停止した際、底に残った金属分を取り出したものを炉底メタルといいます。

これらのメタルには、一般的な鉱山をしおほどの金や銀などの希少金属が含まれており、「都市鉱山」とも呼ばれます。清掃一組では、このメタルを資源として回収し、売却しています。

平成27年度メタル回収実績(5工場合計※)

売却量：759トン 売却収入額：4億4,517万円

※品川、多摩川、世田谷、板橋及び葛飾清掃工場



中間処理の過程で資源を回収するなら、分別せずにごみに出してもいいのではないですか？



Answer 回収できる鉄やアルミニウム、メタルは、実際に家庭や事業者から出るごみに含まれている金属量の一部に過ぎません。資源となる飲食用の缶や小型家電などは、ごみではなく、きちんと分別して資源回収に出すことが大切です。



3 し尿等の処理

23区の家庭から出るし尿（くみ取り）は、各区が収集し、清掃一組が処理を行います。

品川清掃作業所は、搬入されたし尿などから固形物を取り除くなど一定の処理を加え、下水排除基準内に希釈したうえで下水道に放流する施設で、くみ取りし尿、浄化槽汚泥、し尿混じりのビルピット汚泥※1（もっぱら居住用の建築物から排出されるもので、各区が認めたものに限る。）を受け入れます。東京都下水道局に届出されたディスポーザ排水処理システムから発生するディスポーザ汚泥※2について、浄化槽汚泥に準じて受け入れます。

し尿等収集量の推移

年度	合計	し尿	その他				くみ取り便所戸数
			浄化槽汚泥など	ビルピット汚泥	汚水など	計	
25	16,535	2,016	8,611	15	5,893	14,519	1,296戸
26	15,603	1,892	8,806	16	4,888	13,711	1,206戸
27	15,114	1,704	8,574	14	4,823	13,411	1,121戸

※端数処理のため、個々の計と合計の数値は一致しない場合があります。

23区のし尿等の収集・処理の区分

区分	収集運搬の主体	処理の主体
家庭	くみ取りし尿	各区 無料
	浄化槽汚泥	清掃一組 無料
事業系	し尿	一般廃棄物 収集運搬業者 有料
	し尿混じりのビルピット汚泥※1	一般廃棄物 処分業者 有料
		清掃一組 無料

※1 ビルピット汚泥 … 地下室等のあるビルで、汚水や雑排水を排出する前に一時貯留するために設置した槽(ピット)から発生する汚泥。

※2 ディスポーザ汚泥 … 生ごみを粉碎したものを排水処理槽(浄化槽)で固液分離し、上澄み水を下水道に排水するもので、この排水処理槽から発生する汚泥。

(単位:トン)

4 事業系ごみの受入れ

事業系一般廃棄物

事業者が出すごみは、原則として、事業者が責任を持って自己処理することとなっています。

事業系の一般廃棄物は、清掃一組の処理施設に搬入することができます。その場合、事前に承認が必要です。

なお、廃棄物処理手数料は1キログラムにつき15円50銭です（平成28年12月現在）。

産業廃棄物

中小企業から排出される産業廃棄物のうち一部（下表）は、清掃一組の粗大ごみ破碎処理施設に搬入することができます。その場合、事前に承認が必要です。

なお、廃棄物処理手数料は1キログラムにつき15円50銭です（平成28年12月現在）。

清掃一組で受け入れている産業廃棄物 ※このほか、資格審査及び受入基準等を定めています。

種類	具 体 例
紙くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②パルプ・紙もしくは紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業に係るもの
木くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②木材または木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ③物品貸貸業に係るもの及び貨物の流通のために使用したパレット
繊維くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るもの

問合せ先

- ・事業系一般廃棄物の受入れについて → 施設管理部管理課 ☎ 03(6238)0830
- ・産業廃棄物の受入れについて(清掃一組 破碎処理施設) → 施設管理部管理課 ☎ 03(6238)0730

III 統計・資料

1 ごみ量と埋立処分量の推移

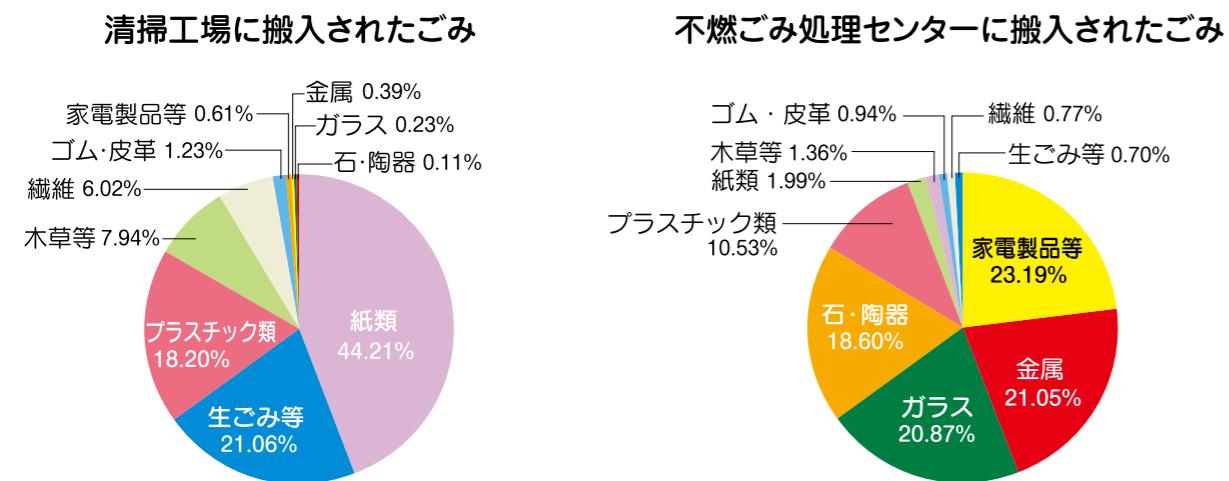
年度	区収集(a)			持込ごみ (b)※2	ごみ量計 (a+b)	埋立処分量
	可燃ごみ(うち管路収集) ※1	不燃ごみ	粗大ごみ			
21	1,826,641 (4,043)	88,763	55,853	975,998	2,947,255	360,434
22	1,794,839 (3,759)	88,314	58,770	934,511	2,876,434	356,535
23	1,784,097 (3,841)	80,917	62,206	914,215	2,841,435	417,625
24	1,757,375 (3,831)	74,150	61,965	937,049	2,830,538	363,374
25	1,738,273 (4,074)	70,751	60,998	946,787	2,816,809	360,349
26	1,712,530 (4,077)	64,793	55,169	950,826	2,783,318	357,666
27	1,708,716 (4,236)	58,245	56,822	960,201	2,783,984	365,487

※ 端数処理のため、個々の計と合計の数値は一致しない場合があります。

※1 管路収集とは、ごみを輸送管で清掃工場に運ぶシステムです。23区では、臨海副都心で導入しています(有明清掃工場へ搬入)。

※2 持込ごみとは、承認を受けた事業者などが清掃工場や埋立処分場などに直接持ち込んだごみをいいます。

2 ごみの中身(平成27年度)



(平成27年度清掃工場等ごみ性状調査報告書をもとに作成)

3 一人が一日に出すごみの量

(算出方法)ごみ排出量を人口で割り、単位をグラムにします。



$$\frac{2,783,984\text{トン}}{9,190,237\text{人}} \div 366\text{日} \times 1,000,000 = 828\text{グラム}$$

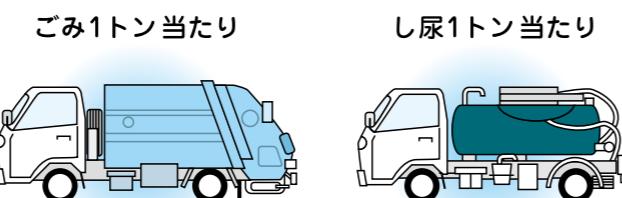


828グラム

人口の出典：東京都総務局統計部「住民基本台帳による世帯と人口(日本人及び外国人)」(平成27年10月1日現在)

*ごみ排出量は、事業系ごみを含みます。

4 ごみ・し尿の処理にかかる費用



ごみ1トン当たり

し尿1トン当たり

83,620円

(平成26年度)

※収集・運搬、処理、処分にかかる費用

56,305円

5 清掃一組施設一覧

くしゅん工順

(平成28年12月現在)

清掃工場	清掃工場名	くしゅん工年月	敷地面積 (約m ²)	焼却炉				灰溶融炉	工場外熱供給	煙突高さ(m)
				形式	規模 (トン×炉数)	焼却能力 (トン/日)	設計最高発熱量 (kJ/kg)			
目黒	平成 3. 3	29,000	A	日本鋼管フェルント式	300×2	600	11,700	11,000	—	○ 150
有明	平成 7.12	24,000	A	三菱重工マルチン式	200×2	400	14,200	5,600	—	○ 140
千歳	平成 8. 3	17,000	A	川崎重工サン型	600×1	600	12,100	12,000	—	○ 130
江戸川	平成 9. 1	28,000	A	日本鋼管フェルント式	300×2	600	12,100	12,300	—	○ 150
墨田	平成 10. 1	18,000	A	日立造船デ・ロール式	600×1	600	13,000	13,000	—	○ 150
北	平成 10. 3	19,000	A	三菱重工マルチン式	600×1	600	12,100	11,500	—	○ 120
新江東	平成 10. 9	61,000	A	タクマHN型	600×3	1,800	13,400	50,000	—	○ 150
港	平成 11. 1	29,000	A	三菱重工マルチン式	300×3	900	13,400	22,000	—	— 130
豊島	平成 11. 6	12,000	B	IHI 散気管式	200×2	400	13,400	7,800	—	○ 210
渋谷	平成 13. 7	9,000	B	荏原旋回流型	200×1	200	13,400	4,200	—	— 150
中央	平成 13. 7	29,000	A	日立造船デ・ロール式	300×2	600	13,400	15,000	—	○ 180
板橋	平成 14. 11	44,000	A	住友重機械W+E式	300×2	600	12,100	13,200	交流アーク式※2	○ 130
多摩川	平成 15. 6	32,000	A	IHI 回転ストーカ式	150×2	300	12,100	6,400	表面溶融式回転式	○ 100
足立	平成 17. 3	37,000	A	荏原HPC型	350×2	700	12,100	16,200	プラズマ式金属電極※2	○ 130
品川	平成 18. 3	47,000	A	日立造船デ・ロール式	300×2	600	12,100	15,000	表面溶融式放射式※2	○ 90
葛飾	平成 18. 12	52,000	A	タクマSN型	250×2	500	12,100	13,500	プラズマ式黒鉛電極	○ 130
世田谷	平成 20. 3	30,000	C	川崎重工流動床式	150×2	300	12,100	6,750	プラズマ式金属電極※2	○ 100
大田	平成 26. 9	92,000	A	タクマSNF型	300×2	600	14,800	22,800	—	— 47
練馬	平成 27. 11	15,000	A	JFEハイパー21ストーカ	250×2	500	14,300	18,700	—	(予定) 100

杉並・光が丘清掃工場は建替えに伴い稼働を停止しています。

※1 焼却炉分類 A…火格子(ストーカ)式焼却炉(全連続燃焼式) B…流動床式焼却炉(全連続燃焼式) C…ガス化溶融炉(全連続運転式)

※2 板橋・足立・品川・世田谷清掃工場は、灰溶融炉を休止しています。

分類	施設名	くしゅん工年月	形式	規模
不燃	中防不燃ごみ処理センター第二プラント	平成 8. 10	日立造船 橫型回転衝撃式	48トン/h×2系列
	京浜島不燃ごみ処理センター	平成 8. 11	極東開発 縦型回転衝撃式	8トン/h×4系列
粗大	粗大ごみ破碎処理施設	昭和54. 6	極東開発 縦型回転衝撃式	27トン/h×2系列
	破碎ごみ処理施設	平成 4. 7	荏原 流動床式	180トン/日×1炉
灰溶融	中防灰溶融施設	平成 18. 12	三菱重工 プラズマ式・黒鉛電極	100トン/日×4炉
し尿	品川清掃作業所(下水道投入施設)	平成 11. 1	希釀処理(還元水および清掃工場処理水)	100トン/日

*破碎ごみ処理施設は、破碎ごみの処理を休止しています。中防灰溶融施設は、灰の溶融を休止しています。

IV 清掃一組の計画

1 様々な計画に基づいて事業を行っています

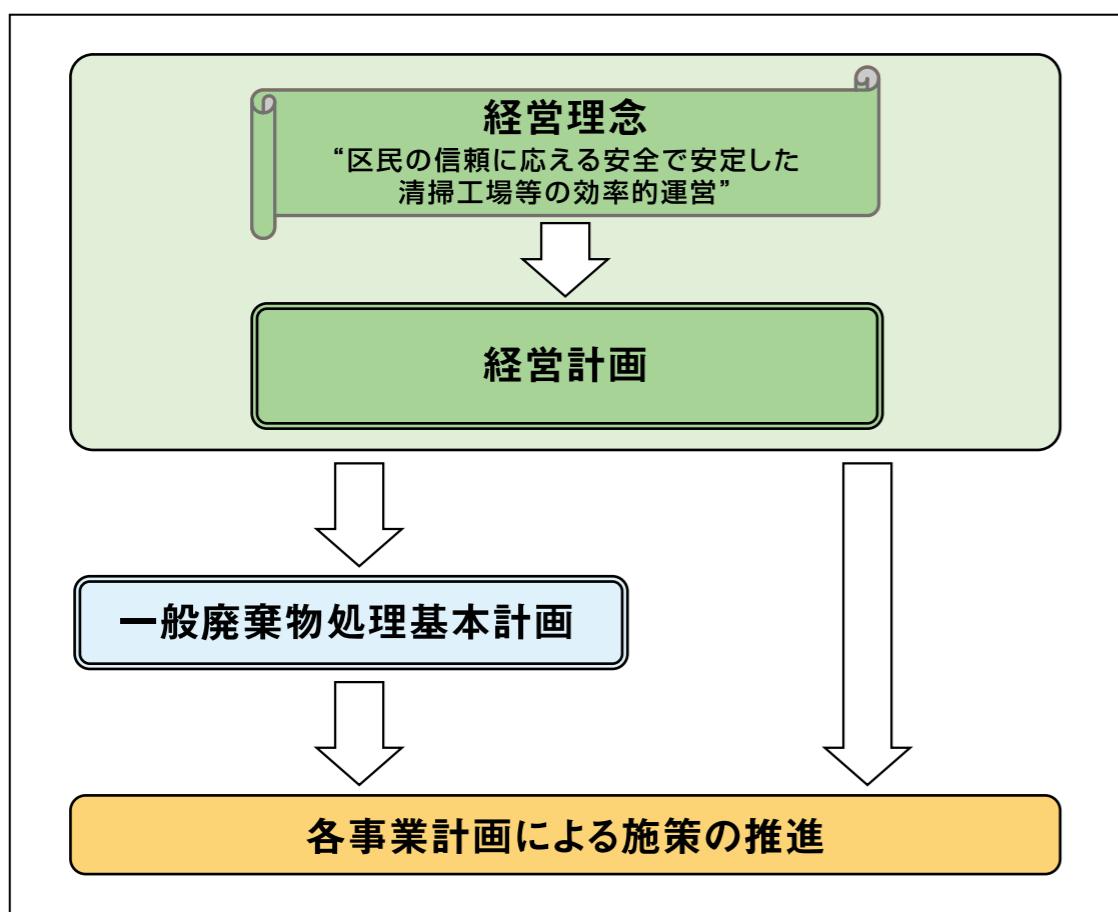
清掃一組では、「区民の信頼に応える安全で安定した清掃工場等の効率的運営」を経営理念とし、「経営計画」や「一般廃棄物処理基本計画」といった各種計画のもと、効率的・効果的に事業を進めています（計画の詳細は、清掃一組のホームページをご覧ください。）。

経営計画

経営計画は、清掃一組の経営理念を示すとともに目指すべき方向を明らかにした中長期的計画です。計画期間は平成18年度から平成32年度までの15年間です。計画の基本方針として、「循環型社会づくりの一翼を担う清掃一組」、「安全で安定的な運営を行う清掃一組」、「効率的でスリムな経営を行う清掃一組」、「23区との緊密な連携を目指す清掃一組」の4つを掲げています。

一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定に基づき策定するもので、清掃一組の経営計画を踏まえ、一般廃棄物の中間処理等に関する具体的な取組について定めたものです。計画期間は平成27年度から平成41年度までの15年間です。計画はおおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行うこととしています。経営計画の基本方針に沿って「循環型ごみ処理システムの推進」を目標として掲げ、目標に向けた具体的な施策、施設整備計画、最終処分場の延命化、生活排水処理基本計画などを定めています。

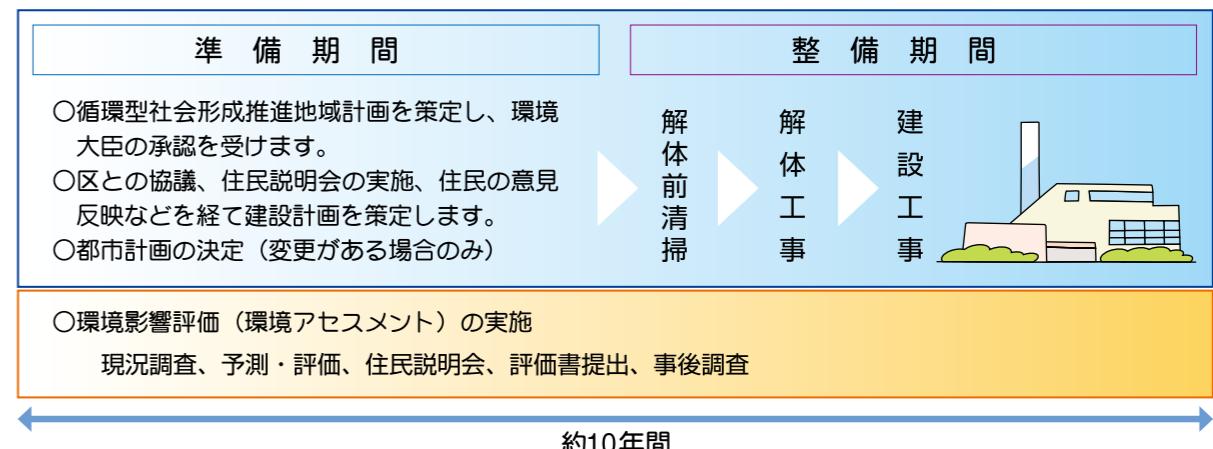


2 計画的な施設整備を進めています

清掃工場等の整備は、「一般廃棄物処理基本計画」中の「施設整備計画」に基づいています。現在の整備計画では、新たな場所に清掃工場を建設する計画はありませんが、老朽化した工場の建替えを計画しています。一つの清掃工場を建て替えるには、準備の段階から工事完了まで、約10年間を要します。清掃工場の耐用年数は、おおむね25年から30年とされていますが、延命化のための整備を導入する施設については40年を目標とします。

将来のごみ量予測をもとに、財政負担の低減や工事期間が集中しないよう配慮しながら、順次延命化や建替えを行い、安定的かつ効率的にごみの焼却処理を行っていきます。

建替工事の流れ

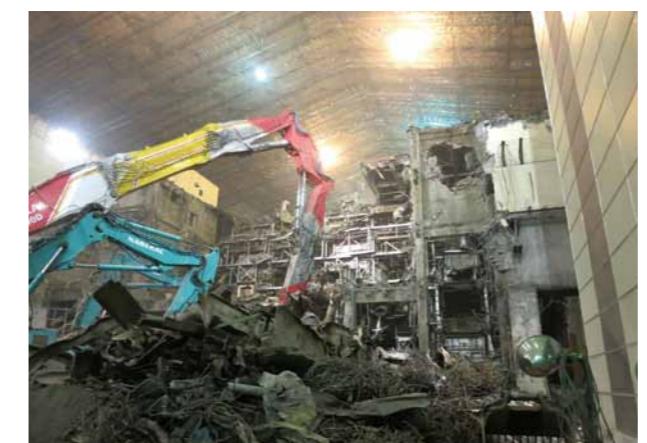


環境影響評価（環境アセスメント）とは…

大規模な開発事業などを実施する際に、良好な環境を保全していくために、その事業が環境に与える影響を予測・評価するものです。さらに、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに、審議会において専門的立場からその内容を審査するなど、事業実施において適正な環境配慮がなされるよう、一連の手続きが定められています。整備期間中及び工事後には事後調査も行います。



解体前清掃後のごみバンク(杉並清掃工場)



仮設テント内の解体工事(杉並清掃工場)



建設工事の全景(練馬清掃工場)

1 ごみの収集・運搬や資源の回収は各区が実施します

ごみの収集と運搬は、各区の清掃事務所が行います。

収集

ごみの種類ごとに収集する曜日とエリアを定め、ごみ量の季節変動や地域の実情に合わせた作業計画を策定し、効率的な作業を行います。

23区では、家庭ごみの処理手数料は無料（1日に10キログラムを超えるごみを出す場合は除く。）です。

粗大ごみと事業系ごみは有料です。

（詳しくは各区役所・清掃事務所へお問い合わせください。）

※問合せ先はp.41



可燃ごみの収集作業（中野区）

運搬

効率的に運搬するため、ごみの種類（可燃・不燃・粗大）ごとに運搬方法を定めています。

可燃ごみ

可燃ごみは、収集現場で収集車（小型プレス車など）に積み込み、直接、清掃工場に搬入します。



ごみの搬入の様子（足立清掃工場）

不燃ごみ

不燃ごみは、中防不燃ごみ処理センター又は京浜島不燃ごみ処理センターに搬入します。どちらの施設も臨海部にあるため、一部の区では陸上中継所や船舶中継所を設置し、コンテナ車や船舶に積み替えて中継輸送します。

中継することにより、輸送効率の向上、交通渋滞の緩和や排ガスによる大気汚染の低減に効果があります。



陸上中継所（新宿区新宿中継・資源センター）



船舶中継所（千代田区三崎町中継所）

粗大ごみ

粗大ごみは、粗大ごみ破碎処理施設に搬入します。中継所がある区では、小さな収集車から大型車両に積み替えて中継輸送します。中継することにより、輸送効率の向上、交通渋滞の緩和や排ガスによる大気汚染の低減に効果があります。



粗大ごみの積替え作業（文京区）



受入ヤードに搬入された粗大ごみ（粗大ごみ破碎処理施設）

ごみ収集車 Q&A

Q：昔はどんな車で収集していたの？

A：自動車が導入される前は、大八車など人力を中心とした作業を行っていました。昭和30年代に自動車の導入により機械化が進んでからは、作業効率の向上や安全性の確保が図られました。



ごみ箱からの雑芥収集風景（昭和30年代）

Q：ごみ収集車にはどんな種類があるの？

A：現在、最も多く運行しているのは、可燃ごみや不燃ごみを収集する小型プレス車（写真下左）です。この他にも、小型ダンプ車（写真下右）などがあり、それぞれ大きさも数種類あります。



小型プレス車（容量4.0m³）



小型ダンプ車（容量3.4m³）

Q：なぜ23区のごみ収集車は青色なの？

A：清掃事業のイメージー新、周囲の環境との調和、事故防止などの観点から、昭和43年に当時の東京都清掃局が選定しました。運転台は「アイボリーホワイト」、荷台は「コバルトブルー」という色です。それ以前は、ごみ収集車や作業服の色はグレーでした。



昭和43年以前のごみ収集車

各区が行うリサイクル事業（資源回収）

各区では、自らが策定する一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ減量やリサイクル事業に積極的に取り組んでいます。

各区が行っている資源回収を紹介します。

ステーション(集積所)回収

回収する品目、回収日、排出方法などを各区があらかじめ定めて回収する方式です。

集積所に出された資源は、区が回収し、リサイクルします。

品目には、紙類、びん、缶、ペットボトルなどがあります。※区によって品目は異なります。



台東区

拠点回収

公共施設などに回収拠点を設け、資源を回収する方式です。

回収場所には、回収ボックスなどを設置し、排出者が対象の資源を持って行きます。集められた資源は区が回収し、リサイクルします。

※区によって品目は異なります。



葛飾区

ピックアップ回収

集積所などに出された粗大ごみ、不燃ごみから資源物を選別し、資源化施設に持ち込み、リサイクルします。※区によって品目は異なります。



足立区

集団回収

町会、PTA、マンション管理組合など地域の皆さん協力し、紙類、布類、びん、缶などの資源を自主的に集め、資源回収業者に引き渡す方式です。

回収日、場所、品目、資源回収業者などは、回収に参加する皆さんで決めることができます。



港区

このほか、各区ではフリーマーケットの支援や家庭用生ごみ処理機、コンポスト化容器のあっせん・助成など、様々リサイクル事業を行っています。

23区のごみ収集量と資源回収量（平成27年度）

(単位:トン)

区名	人口	世帯数	区 収 集 ごみ 量				資 源 回 収 量			
			可燃ごみ (うち管路 収集ごみ) ^{※1}	不燃ごみ	粗大ごみ	計	ステーション 回収など ^{※2}	ピックアップ 回収	集団回収	計
合 計	9,190,237	4,906,346	1,708,715.53 (4,235.54)	58,245.48	56,821.51	1,823,782.52	333,460	20,445	197,761	551,667
千代田	58,457	32,844	15,164.23	640.24	474.87	16,279.34	4,150	0	939	5,089
中 央	141,750	81,483	32,382.03	1,470.29	1,322.34	35,174.66	6,953	10	4,645	11,608
港	243,904	139,086	49,457.79 (2,272.83)	1,619.67	2,057.59	53,135.05	15,684	743	6,121	22,547
新 宿	332,324	208,729	67,870.00	2,253.30	2,335.49	72,458.79	14,063	264	6,150	20,476
文 京	210,002	114,482	40,521.95	1,665.88	1,253.68	43,441.51	8,467	434	5,143	14,044
台 東	191,260	111,372	40,160.93	2,728.75	1,357.08	44,246.76	6,440	5	5,195	11,639
墨 田	260,943	141,176	50,926.81	1,950.79	1,766.33	54,643.93	7,353	0	6,171	13,524
江 東	500,732	253,630	90,333.26 (1,956.35)	0.29	3,023.55	93,357.10	15,641	3,541	15,100	34,283
品 川	376,767	208,577	67,473.44 (6.36)	2,880.57	2,004.96	72,358.97	15,596	817	9,289	25,702
目 黒	271,401	151,351	49,123.51	2,363.62	2,373.49	53,860.62	6,871	71	13,301	20,244
大 田	712,000	374,530	126,146.30	4,742.16	3,615.91	134,504.37	22,461	1,208	12,938	36,607
世 田 谷	881,733	460,834	165,806.18	4,856.24	6,403.64	177,066.06	37,546	2,756	8,288	48,591
渋 谷	219,543	132,863	48,787.91	2,133.65	1,413.69	52,335.25	11,112	0	2,650	13,762
中 野	321,153	194,457	55,855.60	2,423.45	1,802.11	60,081.16	7,462	750	15,173	23,386
杉 並	552,645	308,979	92,033.66	3,186.57	3,607.75	98,827.98	31,246	1,308	6,684	39,238
豊 島	280,228	171,165	53,223.53	2,071.21	2,114.29	57,409.03	11,767	300	3,769	15,836
北	340,559	185,931	63,282.09	2,040.15	1,674.75	66,996.99	12,304	958	6,908	20,170
荒 川	210,635	110,442	41,313.84	1,807.42	1,269.90	44,391.16	200	2	10,515	10,717
板 橋	549,571	291,332	102,878.02	3,446.61	3,209.70	109,534.33	13,762	477	14,679	28,919
練 馬	718,505	355,034	122,211.82	5,189.86	4,194.68	131,596.36	30,764	863	11,801	43,427
足 立	678,055	328,894	131,030.47	292.84	2,721.58	134,044.89	15,979	4,946	11,954	32,878
葛 飾	452,490	221,235	79,804.57	3,752.81	2,875.07	86,432.45	17,341	324	8,695	26,361
江 戸 川	685,580	327,920	122,927.59	4,729.11	3,949.06	131,605.76	20,299	668	11,653	32,620

資源回収量の出典：平成27年度清掃事業年報別冊リサイクル編（特別区清掃リサイクル主管課長会発行）

人口及び世帯数の出典：東京都総務局統計部「住民基本台帳による世帯と人口（日本人及び外国人）」（平成27年10月1日現在）

※ 区収集ごみ量と資源回収量には、一部、事業系ごみ・資源が含まれます。

※ 端数処理のため、個々の計と合計の数値が一致しない場合があります。

※1 管路収集とは、ごみを輸送管で清掃工場に運ぶシステムです。23区では、臨海副都心で導入しています（有明清掃工場へ搬入）。

※2 ステーション回収などには、行政による資源回収のうち、ピックアップ回収を除いた、ステーション（集積所）回収と拠点回収の合計量を示しています。

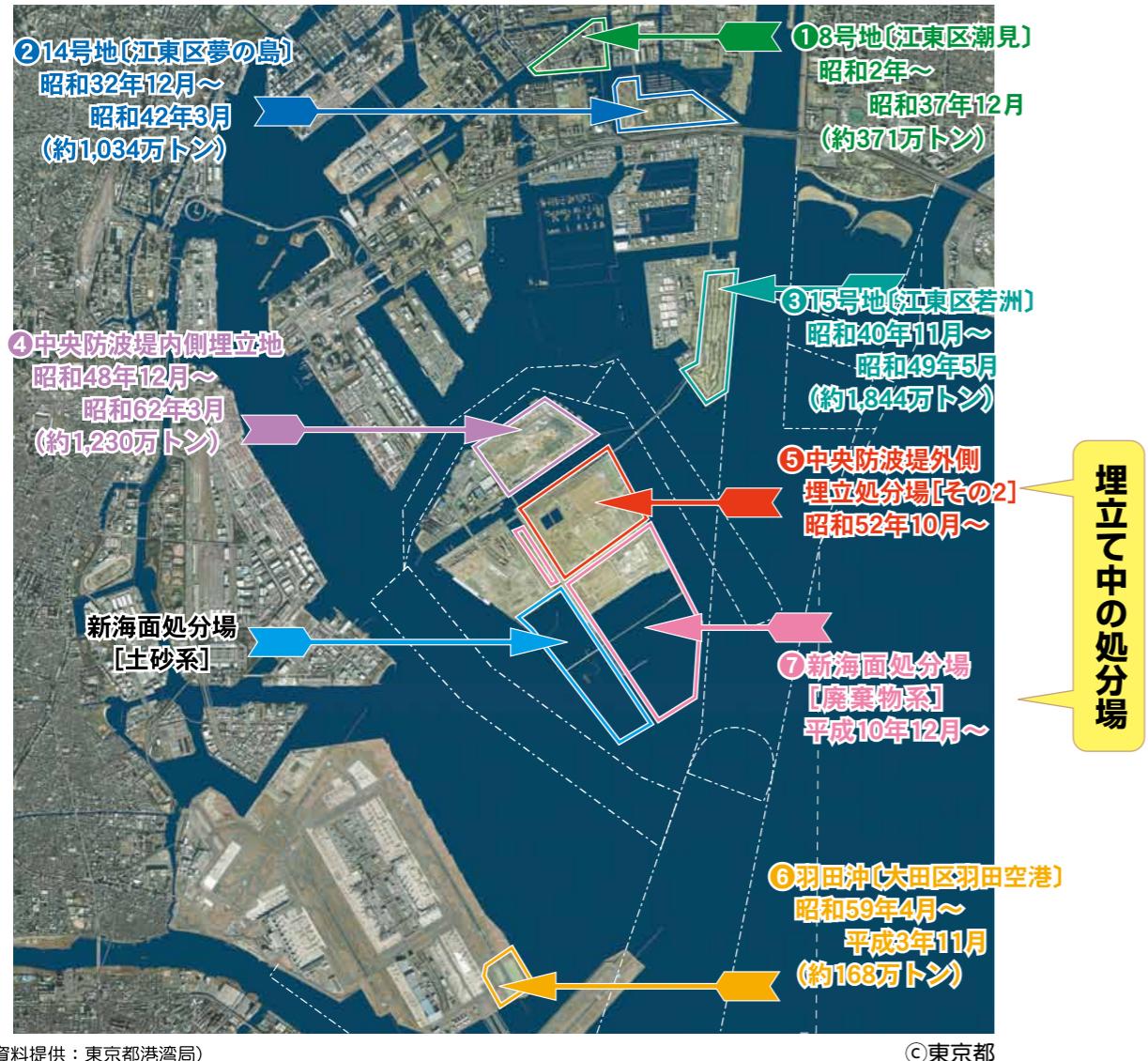


ごみ管路収集輸送システム
(有明清掃工場)

2 埋立処分場は東京都が設置・管理しています

東京都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場では、23区内で発生する一般廃棄物の処理残さや下水汚泥などの都市施設廃棄物、都内の中小企業が排出する産業廃棄物を埋立処分します。可燃ごみと破碎後の焼却できる粗大ごみは、焼却した後、一部の焼却灰はセメントの原料化や溶融してスラグ化し、資源として再利用しますが、それ以外の焼却灰と薬剤処理した飛灰は埋立処分します。不燃ごみは、破碎して鉄とアルミニウムを資源として回収した後、残さは埋立処分します。粗大ごみは、破碎して鉄を資源として回収した後、焼却に適さない残さは埋立処分します。廃棄物以外に、海底や川底から掘り出されたしゅんせつ土や建設発生土など（土砂系）も埋め立てていますが、管理方法などが異なるため、廃棄物とは区別して埋め立てます。

●埋立時期と埋立量



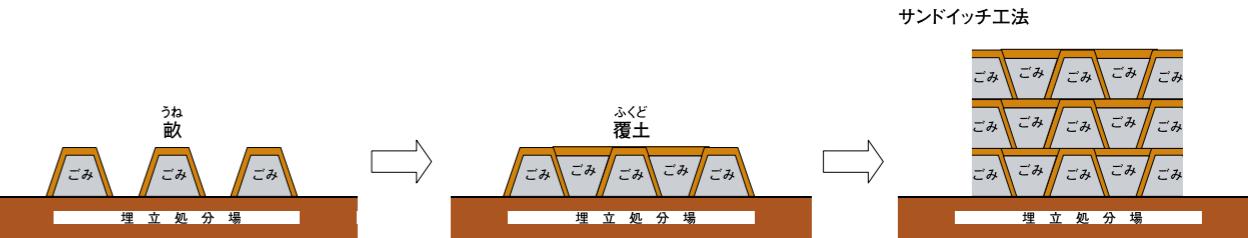
現在、埋立作業が行われている新海面処分場は、23区の最後の埋立処分場です。残された貴重な埋立処分場を一日でも長く使用するため、23区と清掃一組は、ごみの減量や資源化などの取組を積極的に進めています。

廃棄物の埋立処分場の変遷

	1955 昭和30	1965 昭和40	1975 昭和50	1980 昭和55	1985 昭和60	1990 昭和65 平成2	1995 平成7 平成12	2000 平成17 平成22	2005 平成22 平成27	(年度) 面積
①8号地(江東区潮見)	2	37								埋立量約 371万トン 364,000m ²
②14号地(江東区夢の島)		32 41								埋立量約 1,034万トン 450,000m ²
③15号地(江東区若洲)		40 49								埋立量約 1,844万トン 712,000m ²
④中央防波堤内側埋立地			48	61						埋立量約 1,230万トン 780,000m ²
⑤中央防波堤外側埋立処分場[その2]					52					埋立量約5,466万トン (平成27年度末現在) 1,990,000m ²
⑥羽田沖(大田区羽田空港)					59 3					埋立量約 168万トン 124,000m ²
⑦新海面処分場[廃棄物系]						10				埋立量約 744万トン (平成27年度末現在) 3,190,000m ²

埋立処分の方法

埋立処分場では、ごみで畝を造り、3mほどになると約50cmの土をかぶせます。次に、できた谷にごみを埋め、谷がなくなったら約50cmの土をかぶせます。この作業を繰り返します（サンドイッチ工法）。覆土することで、ごみの飛散、臭気の拡散、害虫、火災の発生を防止します。焼却灰などは、風による飛散を防ぐため、溝を造り落とし込む額縁方式で埋立てを行います。

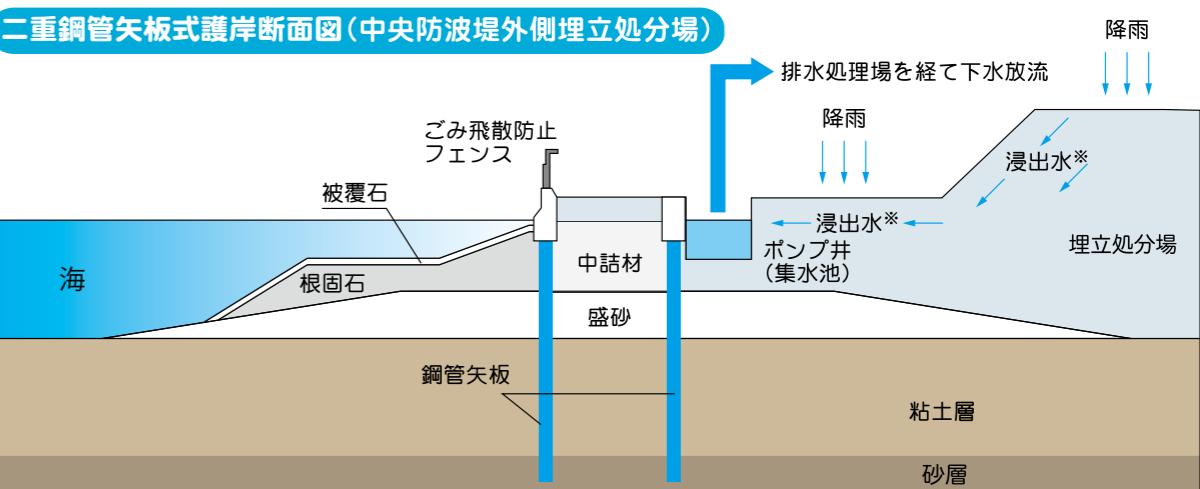


埋立処分場の構造

埋立処分場は、埋め立てる廃棄物が環境に与える影響の度合いにより、安定型・管理型・遮断型の3種類に分けられます。中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場の東側区域は、一般廃棄物と産業廃棄物を埋め立てる管理型処分場です。

埋立処分場から出る浸出水※で地下水や公共水域を汚染しないよう、二重鋼管矢板式護岸で遮水しています。浸出水は、集水設備や排水処理場などの施設で処理します。

二重鋼管矢板式護岸断面図(中央防波堤外側埋立処分場)



※浸出水=雨がごみ層を通過することにより浸み出てくる汚水

環境保全対策

浸出水処理

埋立処分場に降った雨水は、埋め立てたごみの中に浸み込み、処分場内に浸み出します。この水を浸出水といい、窒素分などの汚濁物質が含まれています。浸出水は、いったんポンプ井という小さな池に集めてから、ポンプで外側埋立処分場の2つの調整池に集めます。ここで水量や汚濁度合を均一化するために混合した後、排水処理場に送ります。排水処理場では、生物処理、物理化学処理などを施し、下水排除基準内の水質にして、砂町水再生センターに送水します。



ポンプ井（集水池）



調整池



排水処理場

東京都下水道局
砂町水再生センター

東京湾

これらの環境保全対策は、ごみの埋立てが終了した後も周辺環境に影響を及ぼすことがなくなるまで、長期間にわたり続けられます。15号地（江東区若洲）は、昭和49年に埋立てが終了しましたが、現在も中央防波堤内側埋立地内の排水処理場で浸出水の処理を行っています。

飛散対策（散水）



埋立処分場のごみや粉じんが飛散しないよう、予防散水します。

飛散対策（フェンス）



埋立処分場のごみが海に飛散しないよう、周囲にネットフェンスを設置しています。

発生ガスによる発電



発電機

中央防波堤内側及び外側埋立処分場から発生するガスを燃料にして、発電を行います。エネルギーの有効利用とともに、温室効果の高いメタンガスの大気への放出を防ぎます。

ガス有効利用施設（マイクロガスタービン）

発電能力（最大）	275kW
ガス利用量	約160万m ³ /年
ガス組成	
メタン	約55%
二酸化炭素	約25%
窒素	約15%
酸素	1%以下
ガス発熱量	約18MJ/m ³ /N (約4,300kcal/m ³ /N)



集ガス管

埋立処分場の移り変わり



ごみを直接埋め立てていた（平成7年）



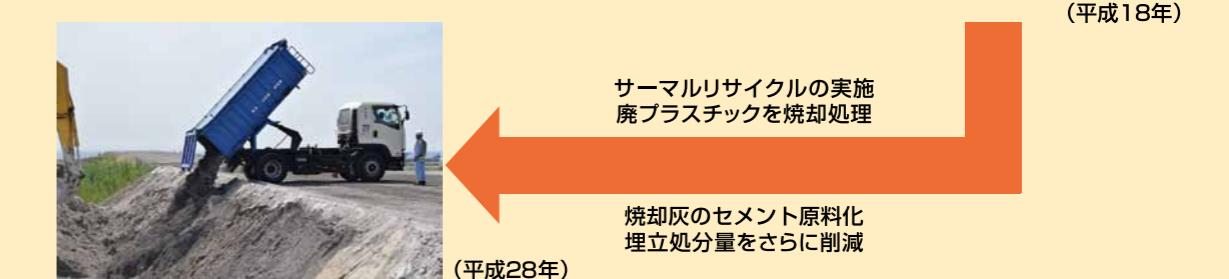
廃プラスチックは焼却せず埋め立てていた（平成18年）

全量を中間処理

埋立処分量を削減

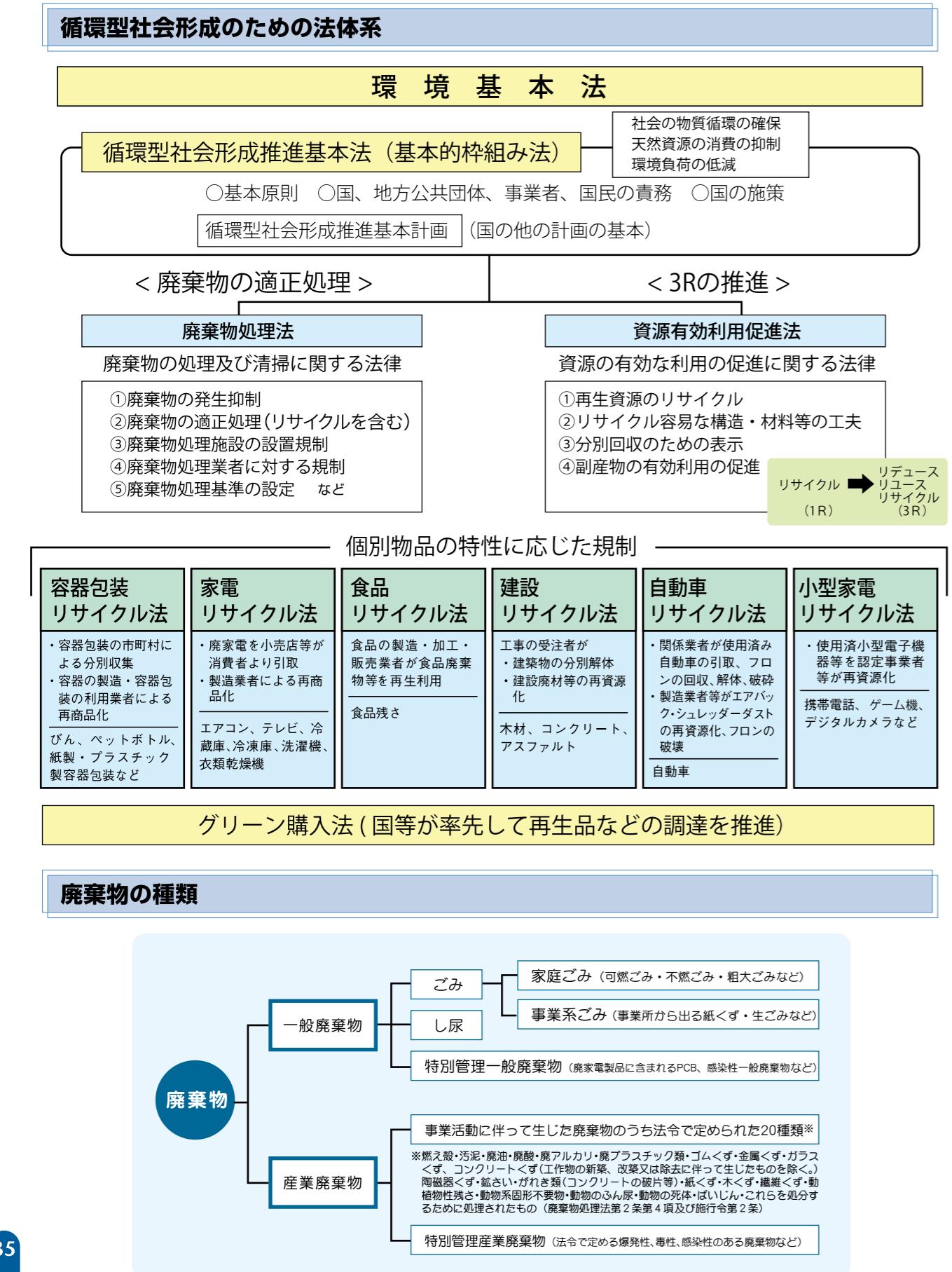
サーマルリサイクルの実施
廃プラスチックを焼却処理

焼却灰のセメント原料化
埋立処分量をさらに削減



以前は、可燃ごみの一部を焼却することができます、直接埋め立てていました。その後、全量中間処理を行うことで、埋立処分量を削減しました。また、サーマルサイクルの実施に伴い、資源化されなかつた廃プラスチックを焼却処理すると共に、現在は、焼却灰のセメント原料化を段階的に進めしていくことで、埋立処分量のさらなる削減を図っています。

3 循環型社会をつくるための法令



4 3Rの実践 ~一人ひとりができること~

3Rはごみを減らし、資源を大切に使う暮らし方のキーワードです。

第1の R Reduce ごみになるものを減らす（リデュース）

- 生活のなかでごみをつくらない工夫をすることが一番大切です。ごみは資源にもなりますが、それだけでは循環型社会は成り立ちません。
- ごみになりやすいものは買わないようにしましょう。
 - 余分な包装はことわりましょう。
 - ものを大切にし、できるだけ長く使いましょう。
 - 食べ物は残さないようにしましょう。



たとえば暮らしの中でこんなふうに実行できます！

商品を選ぶときにはチェック



- ・長く使えるかな
- ・詰め替えができるかな
- ・再生品も検討してみよう
- ・多く買いついでいるかな



第2の R Reuse 捨てずにまた使う（リユース）

使い終わっても捨てないで！工夫や手間で繰り返し使えるものはたくさんあります。新しいものを作るよりも資源やエネルギーを使いません。

- リターナブルびんを選びましょう。
- 詰め替えができる商品を選びましょう。
- フリーマーケットやリサイクルショップを上手に使いましょう。
- 工夫して新しい使い道を考えましょう。

それでも出てしまったごみは・・・

マイバッグでお買い物

レジ袋はいらないビーカー！



「レジ袋はいりません」



第3の R Recycle もう一度資源として生かす（リサイクル）

正しく分別すれば資源になるものでも、ただ捨てるだけでは「ごみ」になってしまいます。何が資源になるかを知っていますか？

- ごみと資源をきちんと分別しましょう。
- 再生品を選びましょう。

このようなマークが付いています



ルールを守って回収へ

かんはどこだビカ？ ここだよ

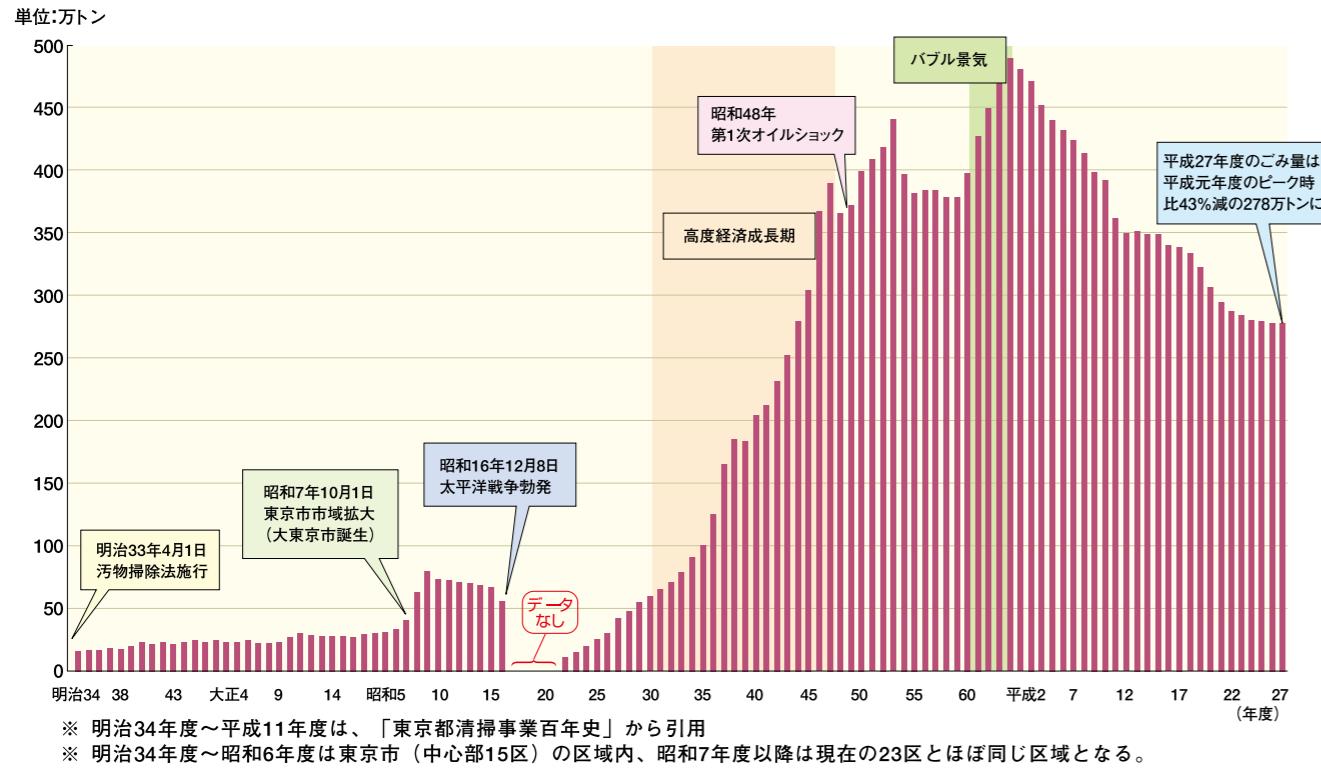


これが3つのステップです。
でも、すべてのものがリサイクルできるわけではありません。
最初の一歩「Reduce（リデュース）」が一番重要です！

●3Rは決して難しいことではありません。誰もが少しづつ意識するだけでできることばかりです。

5 ごみ量・焼却処理量・埋立処分量・資源回収量の推移

23区のごみ量推移（明治34年度～平成27年度）



6 東京23区のごみ処理とリサイクルの歴史（江戸～平成）

江戸時代

1649	江戸に人口が集中し、空き地や川・堀へのごみ投棄が問題になる。
1655	幕府が、「会所地」（空き地）へのごみ投棄を禁止する。
1900 (明治33年)	日本初のごみ処理に関する法律「汚物掃除法」が制定され、ごみの処理（収集・処分）が、自治体の責務になる。
1924 (大正13年)	東京初のごみ焼却場「大崎塵芥焼却場」（荏原郡大崎町営）が完成する。
1930 (昭和5年)	汚物掃除法等の改正により、ごみの焼却処理が自治体の責務になる。
1946 (昭和21年)	『戦争によりごみの収集作業が停止』 ごみの収集作業が再開される。
1956 (昭和31年)	東京都清掃局が誕生する。
1961 (昭和36年)	ごみ容器（ポリバケツ）による定時混合収集作業を開始する。
1970 (昭和45年)	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定される。
1971 (昭和46年)	東京都知事が「ごみ戦争」を宣言する。

ごみ戦争

高度経済成長期を経て、大量生産・大量消費・大量廃棄の時代を迎え、ごみ量が爆発的に増加し、ごみ質も多様化しました。昭和40年代には、清掃工場の処理能力を上回るごみが発生し続け、生ごみの一部も焼却処理されずに埋め立てられました。悪臭、ハエの大量発生などが埋立地周辺住民の生活をあびやかすなど、ごみ問題が深刻化します。昭和46年、当時の美濃部都知事が「ごみ戦争」を宣言し、ごみ問題の解決に向け、新たな清掃工場の建設等に真剣に取り組む決意を表明しました。

1973 (昭和48年)	プラスチックを不燃ごみとして分別収集する。
1979 (昭和54年)	粗大ごみ破碎処理施設が完成する。
1986 (昭和61年)	中防不燃ごみ処理センターが完成する。
1989 (平成元年)	ごみ減量キャンペーン「TOKYO SLIM」を展開する。
1991 (平成3年)	粗大ごみの収集手数料が全面有料化となる。
1993 (平成5年)	半透明のごみ袋（東京都推奨袋）によるごみの出し方ヘルールを変更する。
1996 (平成8年)	「三つの東京ルール」を提言する。（ごみ減量のための「東京ルール」を考える懇談会）
1997 (平成9年)	事業系ごみが全面有料化となる。
1999 (平成11年)	京浜島不燃ごみ処理センター・江戸川清掃工場等の完成により、可燃・不燃・粗大すべてのごみの中間処理体制が整う。
2000 (平成12年)	ごみ集積所を使った資源回収のモデルを実施する。
2003 (平成15年)	ペットボトルの店頭回収事業を開始する。
2009 (平成21年)	ごみ集積所を使った資源回収を本格導入する。
2015 (平成27年)	清掃事業が東京都から23区へ移管される。ごみ減量・リサイクルの主体は23区へ。中間処理を共同で行うため清掃一組を設立する。

※ごみ処理や清掃事業の歴史について詳しく知りたいときは「東京都清掃事業百年史」が書籍やCD-ROMとして発行されています。
詳しくは、公益財団法人 東京都環境公社 ☎03(3634)4075



東京初の焼却施設 大崎塵芥焼却場（大正13年完成）



チリン！振鈴に応え、家からごみを持って出てくる人々（昭和30年頃）



収集が終わるとごみ容器を引き取る（昭和40年頃）



江東区議会による埋立処分場へのごみ搬入阻止（昭和47年）

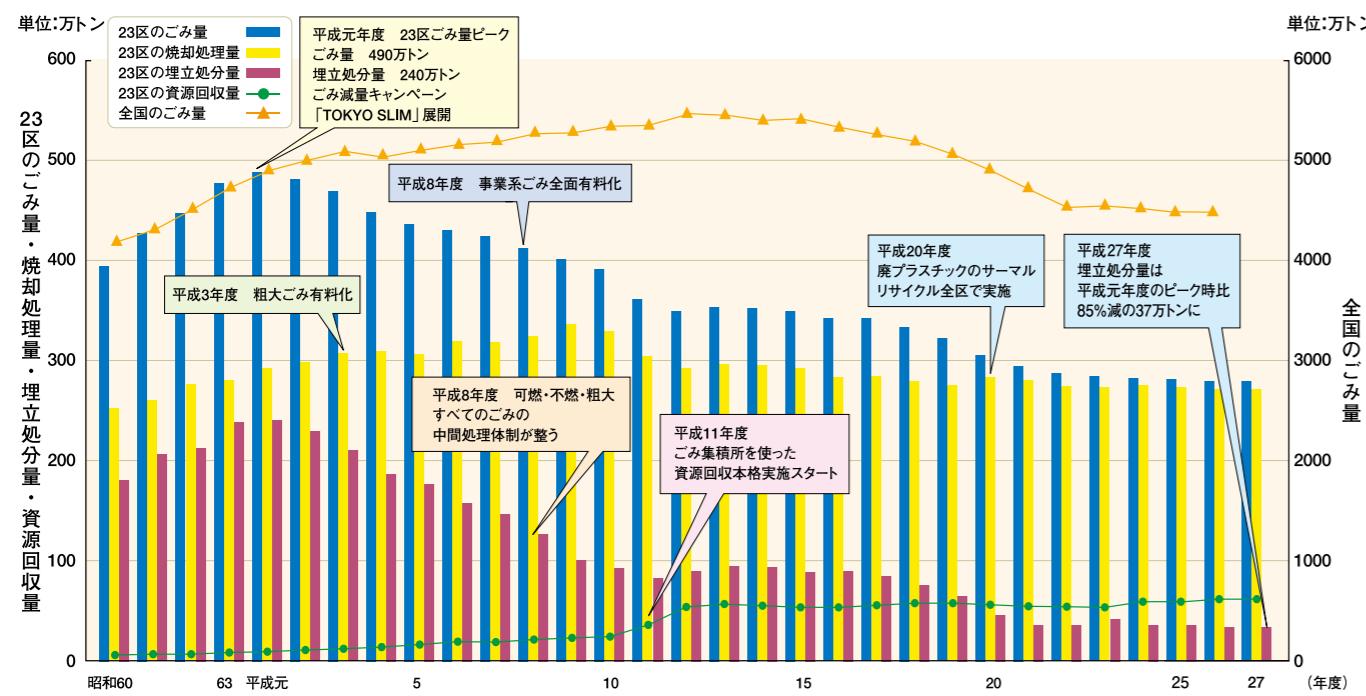


可燃ごみの一部を直接埋め立てていた昭和40年代の埋立処分場



粗大ごみがそのまま埋め立てられていた昭和40年代の埋立処分場

全国のごみ量と23区のごみ量・焼却処理量・埋立処分量・資源回収量の推移



東京二十三区清掃一部事務組合問合せ先

■ごみの中間処理（焼却や破碎）・し尿の処理に関すること

《本庁舎》

千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館12~14階

総務部 総務課 東京区政会館14階 ☎03(6238)0603

清掃事業国際協力室 東京区政会館12階 ☎03(6238)0572

施設管理部管理課 東京区政会館13階 ☎03(6238)0704

建設部計画推進課 東京区政会館12階 ☎03(6238)0902



《清掃工場》各施設の地図はホームページに掲載しています。

中央 ☎03(3532)5341 中央区晴海5-2-1

港 ☎03(5479)5300 港区港南5-7-1

北 ☎03(3598)5341 北区志茂1-2-36

品川 ☎03(3799)5353 品川区八潮1-4-1

目黒 ☎03(5704)6311 目黒区三田2-19-43

大田 ☎03(3799)5311 大田区京浜島3-6-1

多摩川 ☎03(3757)5383 大田区下丸子2-33-1

世田谷 ☎03(3416)5355 世田谷区大蔵1-1-1

千歳 ☎03(3302)2590 世田谷区八幡山2-7-1

渋谷 ☎03(3498)5311 渋谷区東1-35-1

豊島 ☎03(3910)5300 豊島区上池袋2-5-1

板橋 ☎03(5945)5341 板橋区高島平9-48-1

練馬 ☎03(3995)5311 練馬区谷原6-10-11

墨田 ☎03(3613)5311 墨田区東墨田1-10-23

新江東 ☎03(5569)5341 江東区夢の島3-1-1

有明 ☎03(3529)3751 江東区有明2-3-10

足立 ☎03(3859)4475 足立区西保木間4-7-1

葛飾 ☎03(5660)5389 葛飾区水元1-20-1

江戸川 ☎03(3676)4446 江戸川区江戸川2-10

※建替工事中の工場は記載していません。



工場見学(北清掃工場)



運営協議会(豊島清掃工場)

7 区民や地域との連携・交流、国際協力

清掃工場の見学

清掃工場紹介ビデオの鑑賞後、職員の案内で工場内見学ルートを巡ります。

(所要時間：1時間30分程度)

個人見学会の日程は、清掃一組ホームページをご覧になるか、各清掃工場にお問い合わせください。

団体見学（10人以上）は、随時、受け付けています。お申し込みは清掃工場へ直接電話してください。

個人や団体見学のほか、小学生の社会科見学の受入れ、親子見学会の実施など、年間5万人以上の方が清掃工場を見学しています。

地域との協議

運営協議会

地域住民代表や工場所在区、清掃一組の三者を構成員として、清掃工場の操業について協議するために設置しています。工場の操業状況や環境調査結果などが報告されます。

建設(建替)協議会

運営協議会と同様の三者を構成員としています。清掃工場建替工事を安全・円滑に進めるために、適時・適切な情報提供を行うとともに、関係住民等の意見・要望等を伺う場となっています。

区民との意見交換会・地域との交流

清掃一組の事業に関する区民理解の促進と区民との活発なコミュニケーションを図るために、区民の関心の高い事項などについて、年に3回程度、意見交換会を実施しています。

また、清掃工場主催のイベントの実施や清掃工場だよりの発行を通じ、地域の方々との交流を図っています。



清掃工場だより(千歳清掃工場)



クリーンフェスティバル(北清掃工場)

清掃事業の国際協力

近年、海外からの清掃工場への行政視察は増加傾向にあり、ニーズも多様化しています。

このような状況を踏まえ清掃一組では、保有・蓄積している技術やノウハウ等を「東京モデル」としてとりまとめ、情報を発信しています。また、国や関係機関などと連携し、海外諸都市の清掃事業に関する調査や海外からの研修生の受け入れなどを行っています。



海外からの清掃工場視察(練馬清掃工場)

◆清掃一組ホームページ <http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

【掲載内容】

施設概要（処理能力、しゅん工年月、余熱利用等）

東京23区ごみ処理の流れ

清掃工場見学会などイベント情報

統計・調査結果

各種計画（一般廃棄物処理基本計画など）

清掃工場案内動画

キッズページ

楽しくごみ処理について学べるゲームなど



清掃一組ホームページ

◆パンフレット・報告書などの閲覧

清掃一組各課窓口又は

特別区自治情報・交流センター

☎03(5210)9051

<http://www.research.tokyo-23city.or.jp/>

◆公文書の開示を請求される場合

総務部総務課 ☎03(6238)0612

その他の問合せ先

※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

■ ごみの収集・運搬に関すること

◆ 23区清掃担当組織一覧

(平成28年12月現在)	
千代田区 環境まちづくり部千代田清掃事務所 ☎03(3251)0566 外神田1-1-6 http://www.city.chiyoda.lg.jp/	渋谷区 土木清掃部清掃リサイクル課 ☎03(5467)4073 渋谷1-2-17 美竹分庁舎 http://www.city.shibuya.tokyo.jp/
中央区 環境土木部中央清掃事務所 ☎03(3562)1521 京橋1-19-6 http://www.city.chuo.lg.jp/	中野区 環境部ごみゼロ推進分野 ☎03(3228)5563 中野4-9-4 中野清掃事務所車庫内 http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/
港区 環境リサイクル支援部みなとリサイクル清掃事務所 ☎03(3450)8025 港南3-9-59 http://www.city.minato.tokyo.jp/	杉並区 環境部ごみ減量対策課 ☎03(3312)2111 (代表) 阿佐谷南1-15-1 http://www.city.suginami.tokyo.jp/
新宿区 環境清掃部ごみ減量リサイクル課 ☎03(5273)3318 歌舞伎町1-4-1 http://www.city.shinjuku.lg.jp/	豊島区 環境清掃部ごみ減量推進課 ☎03(3981)1111 (代表) 南池袋2-45-1 http://www.city.toshima.lg.jp/
文京区 資源環境部リサイクル清掃課 ☎03(5803)1184 春日1-16-22 http://www.city.bunkyo.lg.jp/	北区 生活環境部リサイクル清掃課 ☎03(3908)8539 王子本町1-15-22 http://www.city.kita.tokyo.jp/
台東区 環境清掃部清掃リサイクル課 ☎03(5246)1018 東上野4-5-6 http://www.city.taito.lg.jp/	荒川区 環境清掃部清掃リサイクル課 ☎03(5692)6690 町屋5-19-1 荒川清掃事務所3階 http://www.city.arakawa.tokyo.jp/
墨田区 都市整備部環境担当すみだ清掃事務所 ☎03(5608)6922 業平5-6-2 http://www.city.sumida.lg.jp/	板橋区 資源環境部清掃リサイクル課 ☎03(3579)2217 板橋2-66-1 http://www.city.itabashi.tokyo.jp/
江東区 環境清掃部清掃リサイクル課 ☎03(3647)9181 東陽4-11-28 http://www.city.koto.lg.jp/	練馬区 環境部清掃リサイクル課 ☎03(3993)1111 (代表) 豊玉北6-12-1 http://www.city.nerima.tokyo.jp/
品川区 都市環境部品川区清掃事務所 ☎03(3490)7051 大崎1-14-1 http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/	足立区 環境部ごみ減量推進課 ☎03(3880)5301 中央本町1-17-1 http://www.city.adachi.tokyo.jp/
目黒区 環境清掃部清掃リサイクル課 ☎03(5722)9397 上目黒2-19-15 http://www.city.meguro.tokyo.jp/	葛飾区 環境部リサイクル清掃課 ☎03(5654)8271 立石5-13-1 http://www.city.katsushika.lg.jp/
大田区 環境清掃部清掃事業課 ☎03(5744)1628 蒲田5-13-14 http://www.city.ota.tokyo.jp/	江戸川区 環境部清掃課 ☎03(5662)4387 中央1-4-1 http://www.city.edogawa.tokyo.jp/
世田谷区 清掃・リサイクル部管理課 ☎03(5432)2922 世田谷4-21-27 http://www.city.setagaya.lg.jp/	

◆ 粗大ごみ受付センター

品 川 区	☎03(5715)1122	https://www.tokyosodai.jp/shinagawa/index.html
目 黒 区	☎03(5715)0053	https://www.tokyosodai.jp/meguro/
大 田 区	☎03(5465)5300	http://sodai.tokyokankyo.or.jp/
世 田 谷 区	☎03(5715)1133	https://www.sodai-city.jp/setagaya/
中 野 区	☎03(5715)2255	http://sodai.tokyokankyo.or.jp/
杉 並 区	☎03(5296)5300	http://sodai.tokyokankyo.or.jp/
練 馬 区	☎03(5703)5399	https://www.sodai-city.jp/nerima/
葛 飾 区	☎03(5296)4400	http://sodai.tokyokankyo.or.jp/
上記以外の区	☎03(5296)7000	http://sodai.tokyokankyo.or.jp/

■ ごみの最終処分に関するこ

東京都廃棄物埋立管理事務所	☎03(5531)3701	http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/landfill/
公益財団法人東京都環境公社 (埋立処分場の見学受付)	☎03(3570)2230	http://www.tokyokankyo.jp/

おわりに

生物が存在する限り、廃棄物をゼロにすることはできません。しかし、多くの動植物の生命活動で生み出される廃棄物は、自然の大きな流れの中で処理され、新たな命を育む礎として再利用されていきます。私たちが生きる地球の環境が、偉大な循環システムそのものであり、私たちはそれを手本としなければなりません。

今、この大きな自然の循環システムや自浄作用に対し、警鐘が鳴らされています。資源の枯渇のおそれや異常気象の発生などに世界の人々が高い関心を寄せていることも、その証です。人間は、しばしばこの循環の輪からはみ出してきました。特に産業革命以後、大量生産・大量消費を前提に、物質的な便利さ・豊かさを追い求め、大量の廃棄物を生み出していました。私たちが直面している課題は、声を出せない地球からのメッセージであり、私たちは生き方や価値観の転換を迫られています。

人類が存在していく限り、廃棄物をゼロにできません。しかし、私たちが意識することで、ごみの発生抑制や資源化が進み、処理すべき廃棄物の量を抑えることができます。清掃一組では、構成団体である23区、そして、23区で生活するすべての人々と手を携え、負託された廃棄物の中間処理を通じ、廃棄物から資源・エネルギーを最大限回収し、有効利用します。地球環境への負荷の低減や、埋立処分量の最小化を推進し、循環型社会の形成の一翼を担っていきたいと考えています。



現在埋立を行っている新海面処分場の風景



ごみれば23 2017 循環型社会の形成に向けて

発行年月日 2016(平成28)年12月

編集発行 東京二十三区清掃一部事務組合

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5-1

Tel : 03 (6238) 0613 FAX : 03 (6238) 0620

<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

印刷物登録

平成28年度 第38号

デザイン・印刷 不二オフセット株式会社

再生紙を使用しています